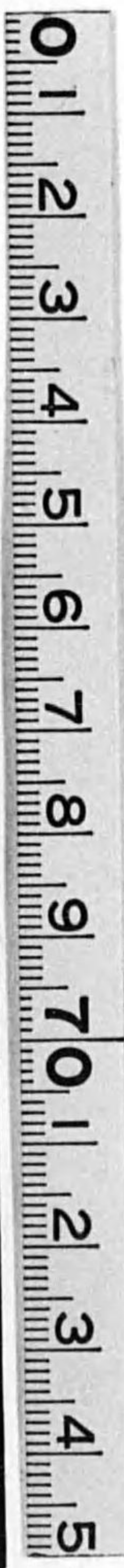


岩手県史蹟名勝
天然紀念物
調査報告
第八號

145
106

14. 5-106
1200501214029



始



14.
100

岩手縣史蹟名勝
天然紀念物調查報告 (第八號)
昭和二年十一月

後藤壽庵の事蹟と

その住地附近の切支丹史實に関する調査

調査委員

菅野義之助報告



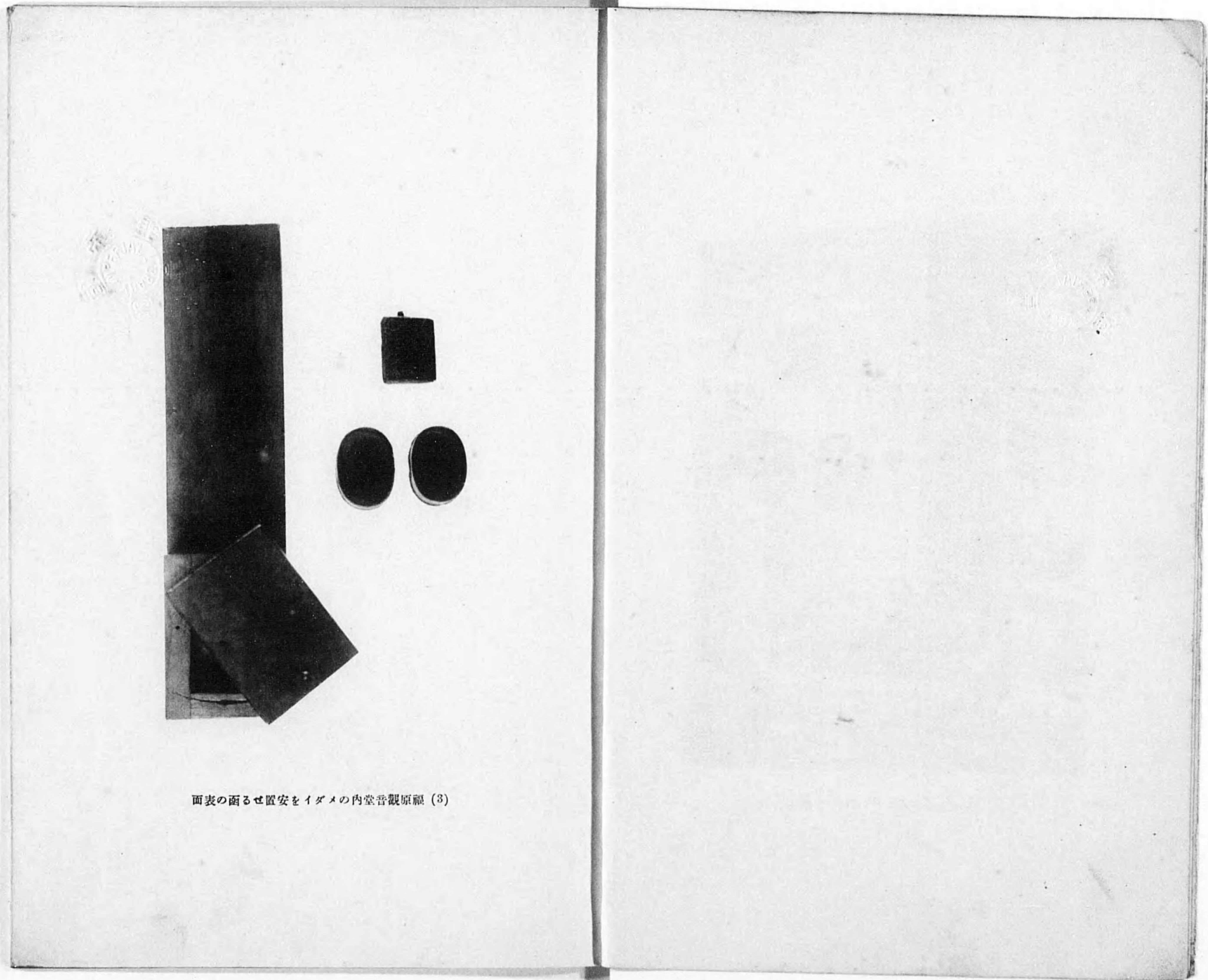
(示を面側の堂) 景全堂香観るあに原福町澤水郡澤贖縣手岩 (1)
(す記に面裏て凡は明説)



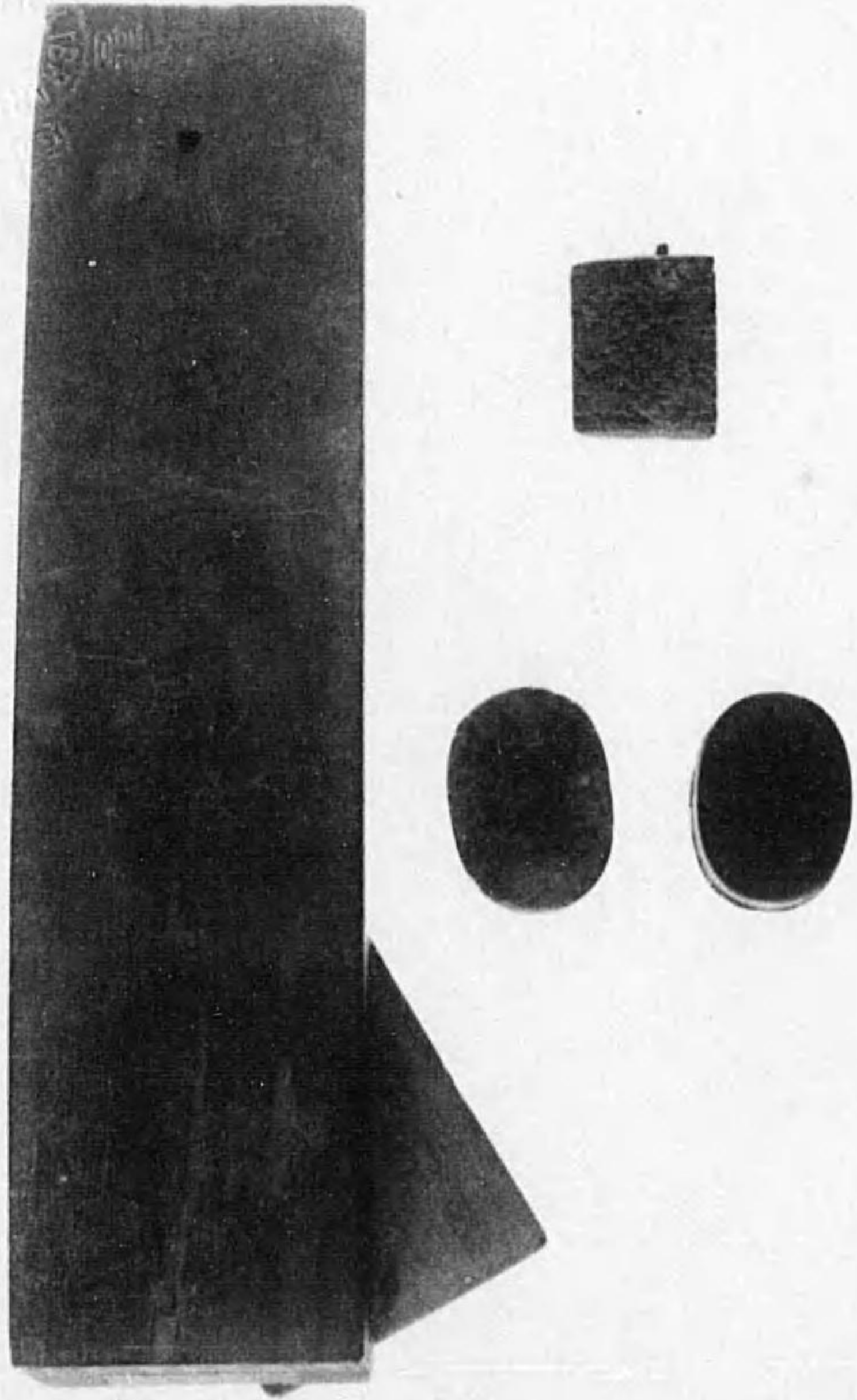
面正の堂音觀上同(2)

(1)
(2)の説明

後藤壽庵福原の領主たりし時其の地に天主堂を建てマリアの像を安置せるが後壽庵逐はれ其の堂の破
毀せられたる時一信徒密にマリアの像を己の家に持ち歸り邸内に堂を建て、像をその中に納め觀音堂
と稱した。寫真版はその堂の全景並にその正面の一部である今はマリアの像は失はれ天主教に關係あ
る當時のメダイを本尊として禮拜して居る(詳細は本文四十二並に四十三頁參照)



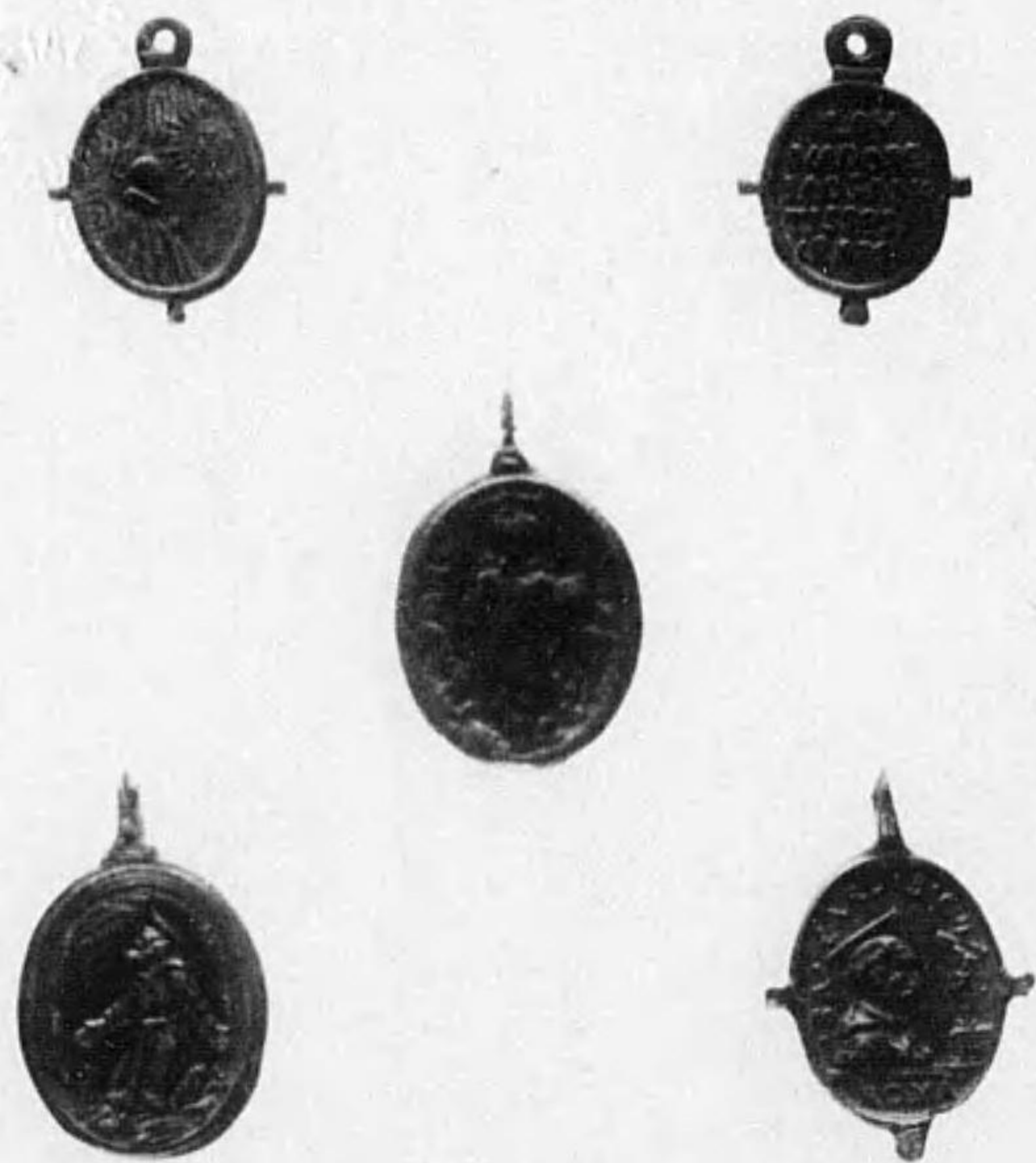
面表の函るせ置安をイダメの内堂音觀原福 (3)



面裏の(3) (4)

(3)の説明

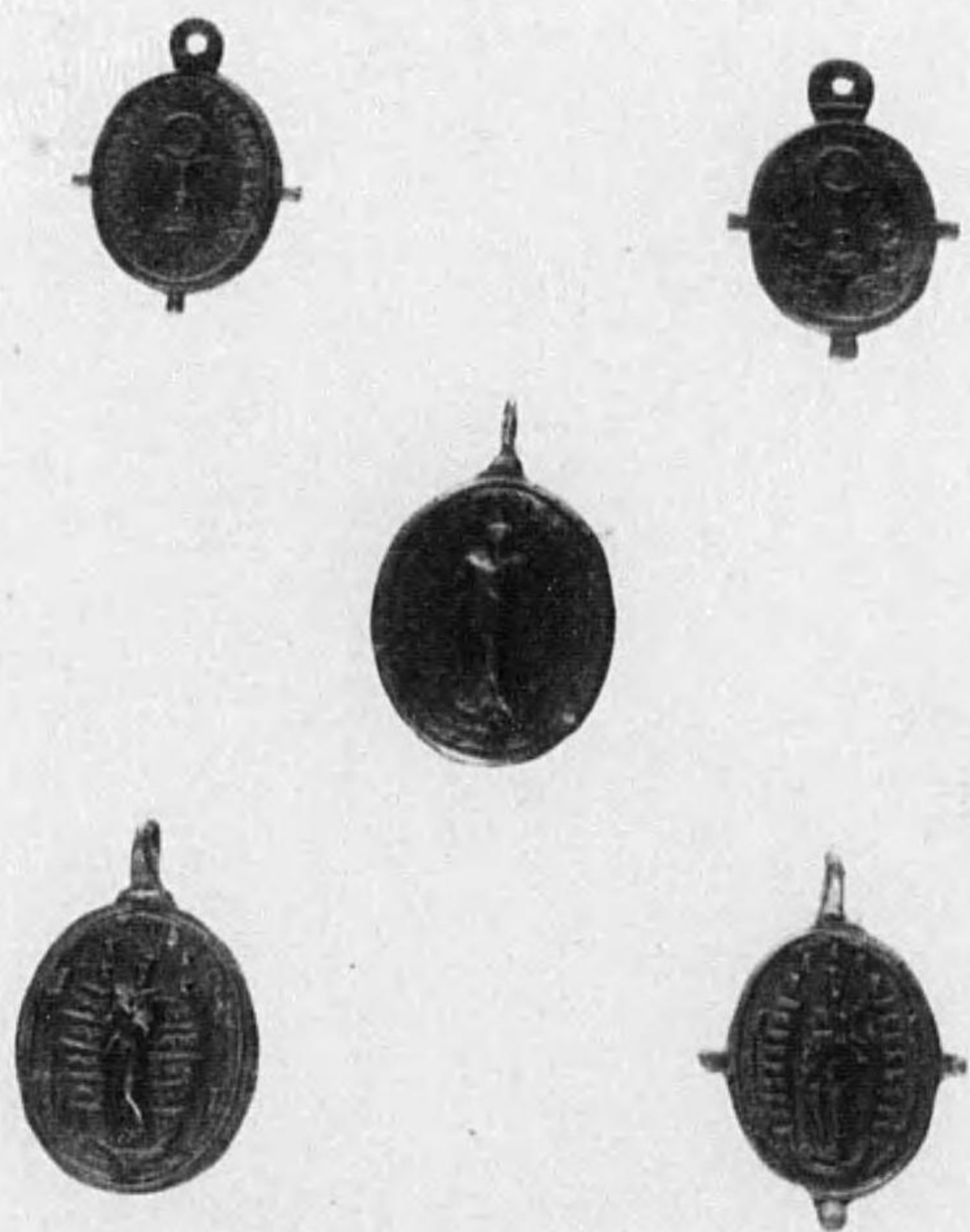
寫眞版(1)(2)の堂の内部には木の札の一端に造付けられたる木函の中に嚴封せられてメダイ二箇がある。即メダイは寫眞版向つて右上の四角形の金屬の小函の中に藏せられて此の木函中に納められてあるのである。此れはもと此の堂に安置してあつたマリアの木像が水澤町長光寺の僧に發見せられたる以後像に代へて安置せるものである(詳細は本文に記す)なほ向つて右下の金屬函は寫眞版の向つて右側の上下二箇のメダイを入れありしもので觀音堂には關係なきものだが便宜ことに寫したのである。(詳細は本文四十二頁及四十三頁参照)



イダメの見發原福町澤水(5)

(4)
の說明

同上裏面である木函の一端に附着せる札の裏には于時天明二壬寅十二月三十日造之重郡佐々木氏の文字あるも寫真版には不明である此れは元來堂内に安置せるマリア像に代へて觀音の木像を一時此の堂に納め更に此れに代へて現在存するメダイを安置せる年月を示すものである(詳細は本文四十二四十三四十四頁に記す)向つて右上は堂内安置のメダイを納めたる金屬函の裏面でその下のものは寫真版の向つて右側のメダイの入れありし金屬の函である。



面裏のイダメるせ示に版真寫の(5)(6)

(5)
の說明

向つて左側の上下二箇のメダイは寫真版34に示せる函中に納め置けるもので上はサヴェイエルの禮拜下は聖フランシスコの聖痕(ステグマ)をあらはしたものらしい。

中央は福原の畑地より發見せられたもので聖ロレンチオを表はし手にもてる椰子の葉は殉教者たることを表し後部に火刑に處せられた際の道具が示されてある。

右側の上下のものは福原の或家の煤掃の際床下より發見せるもので寫真版34の右下の金屬器の中に入れられ古き服紗に包みありしものである上は「聖体の式は禮讚さるべきである」の西班牙語下は聖ヤコブをあらはしたものらしい。

(詳細は本文四十五頁四十六頁参照)



神養供の徒信丹支切るけ於に山外字村庄萩郡井磐西縣手岩 (7)

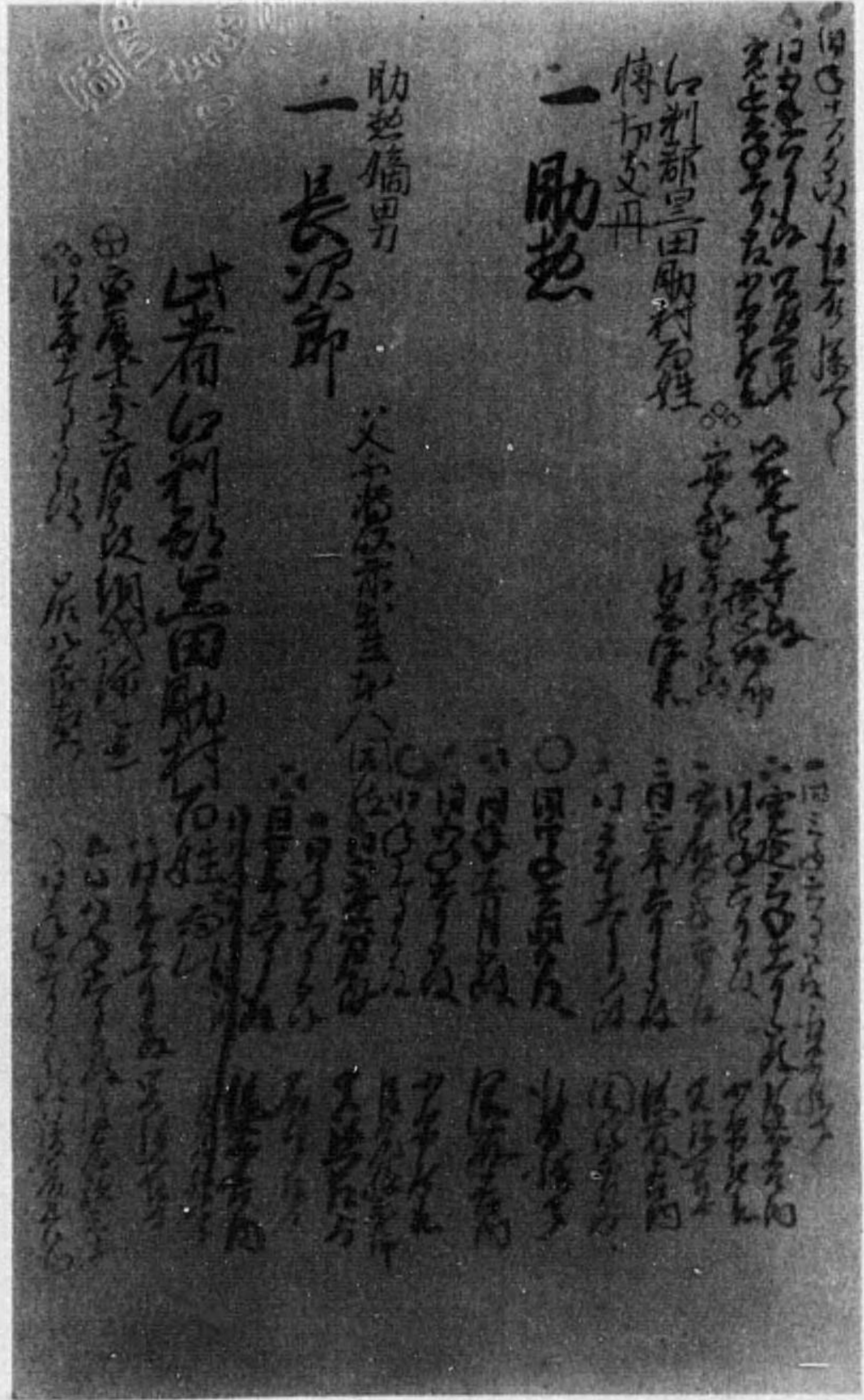
(6)の説明

(5)の寫眞版に示したメダイの裏面であつて左上は聖体と「聖体の式は禮讃せらるべきである」との文字を示し下はマリアの像と上に七つの星とをあらはして居る。

中央のものも半月の上に立てるマリアで上には七つの星をあらはして居る。

右上は中央は聖体で左右に二聖人がこれを禮拜して居る。手にもてるは蠟燭であらう下は前と同じくマリアの像である。(本文四十五及四十六頁参照)

(三)



蝶

(7)の説明

碑は中央に肝心道要居士と記し向つて右には寛文乙巳年左には八月十三日蜂谷内記供養その下に一類として平四郎外九名の名を記し終に五代孫施主左内と刻んである。

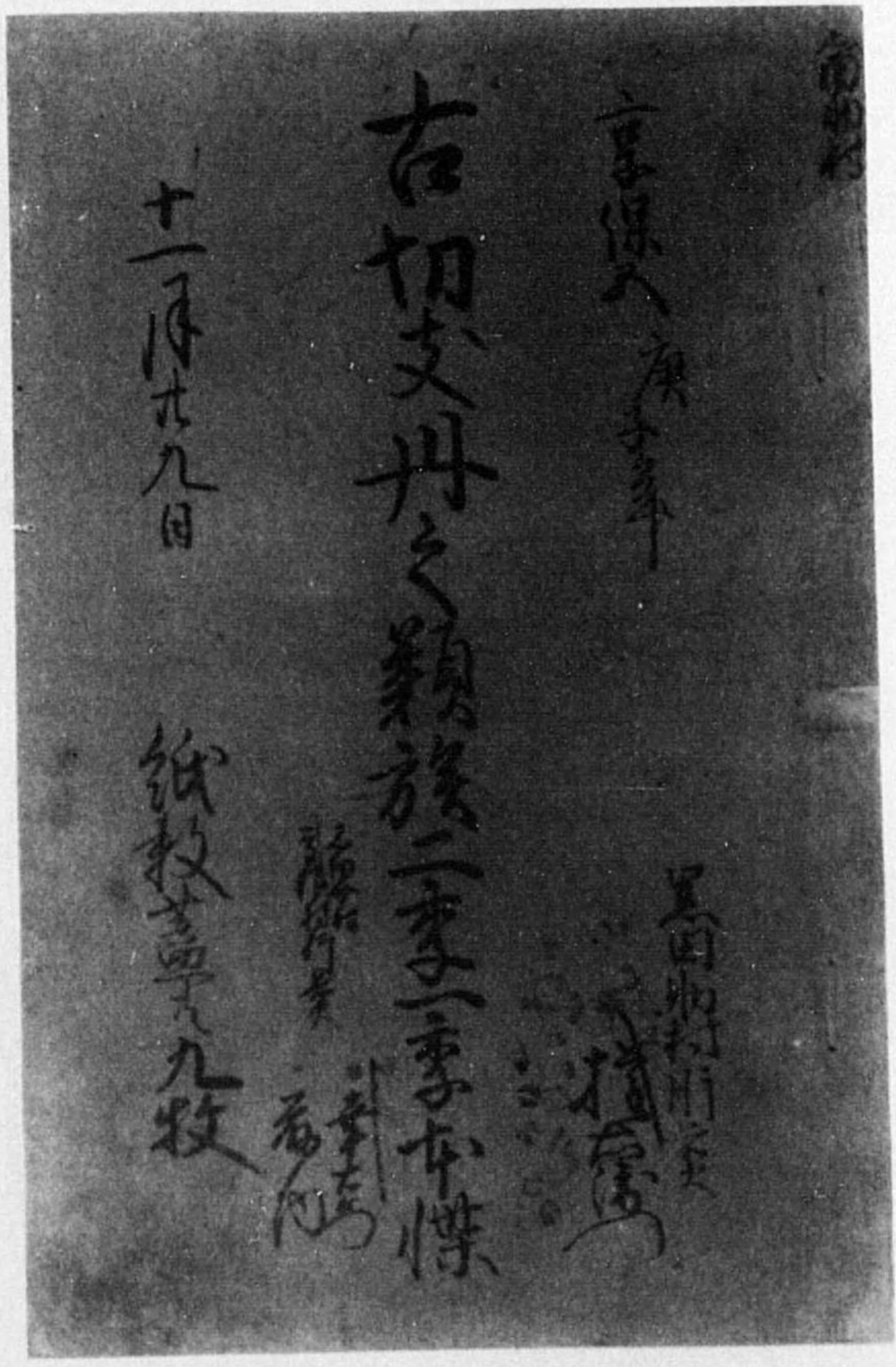
なほ裏面に寛保二年四月七日立と記してある。

蜂谷内記は此の地方の切支丹信徒の牛耳をとつたものであつたが轉宗したことは古文書によりて明らかである碑はその後裔の切支丹類族が後に建てたものであるこの一家の墓には殆凡てが上部に卍を附して居ることは特に注意すべきことである。

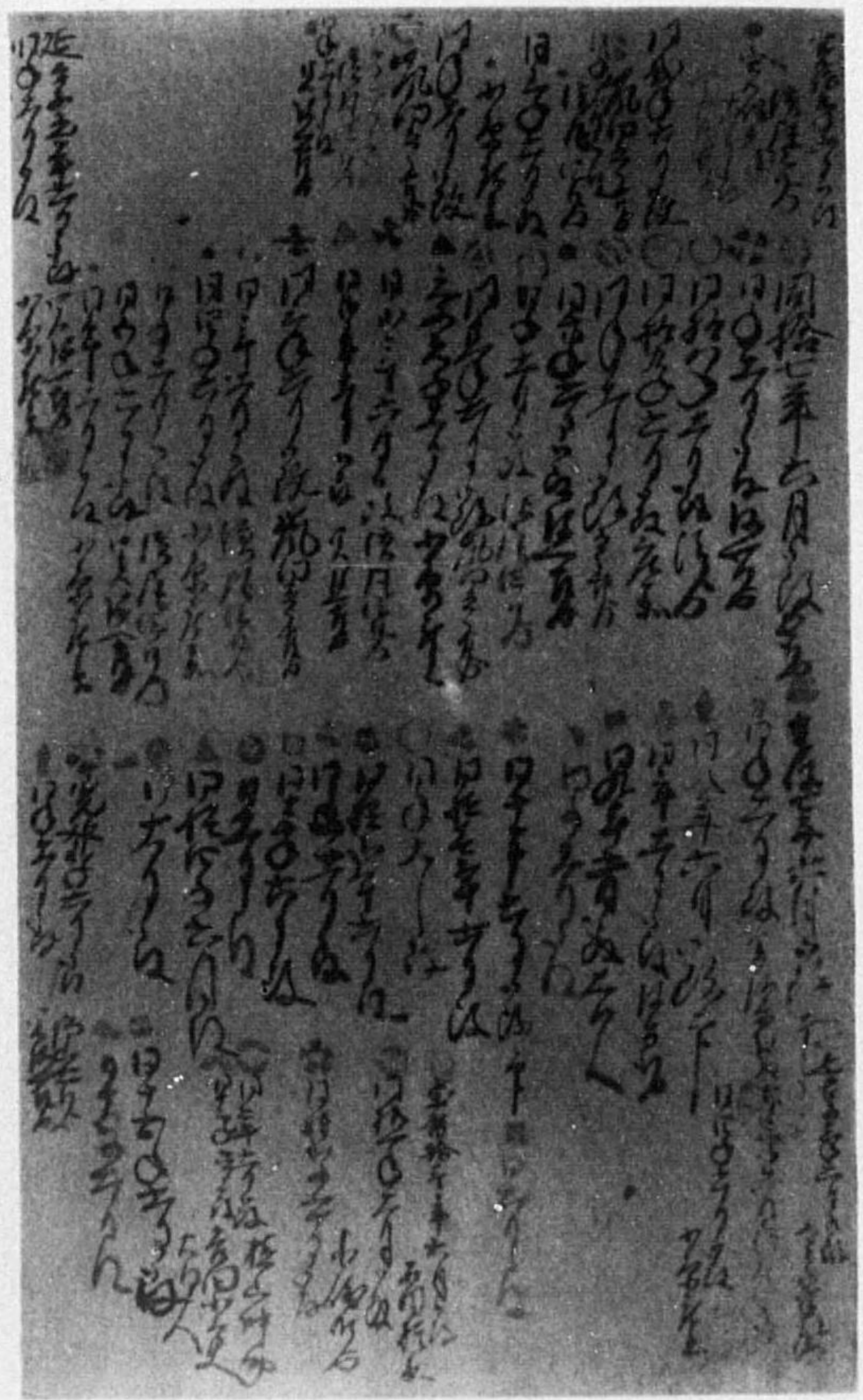
(詳細は本文五十九六十六十一頁に記す)

蜂谷内記は此の地方の切支丹信徒の牛耳をとつたものであつたが轉宗したことは古文書によりて明かである碑はその後裔の切支丹類族が後に建てたものであるこの一家の墓には殆凡てが上部に卍を附して居ることは特に注意すべきことである。
(詳細は本文五十九六十一頁に記す)

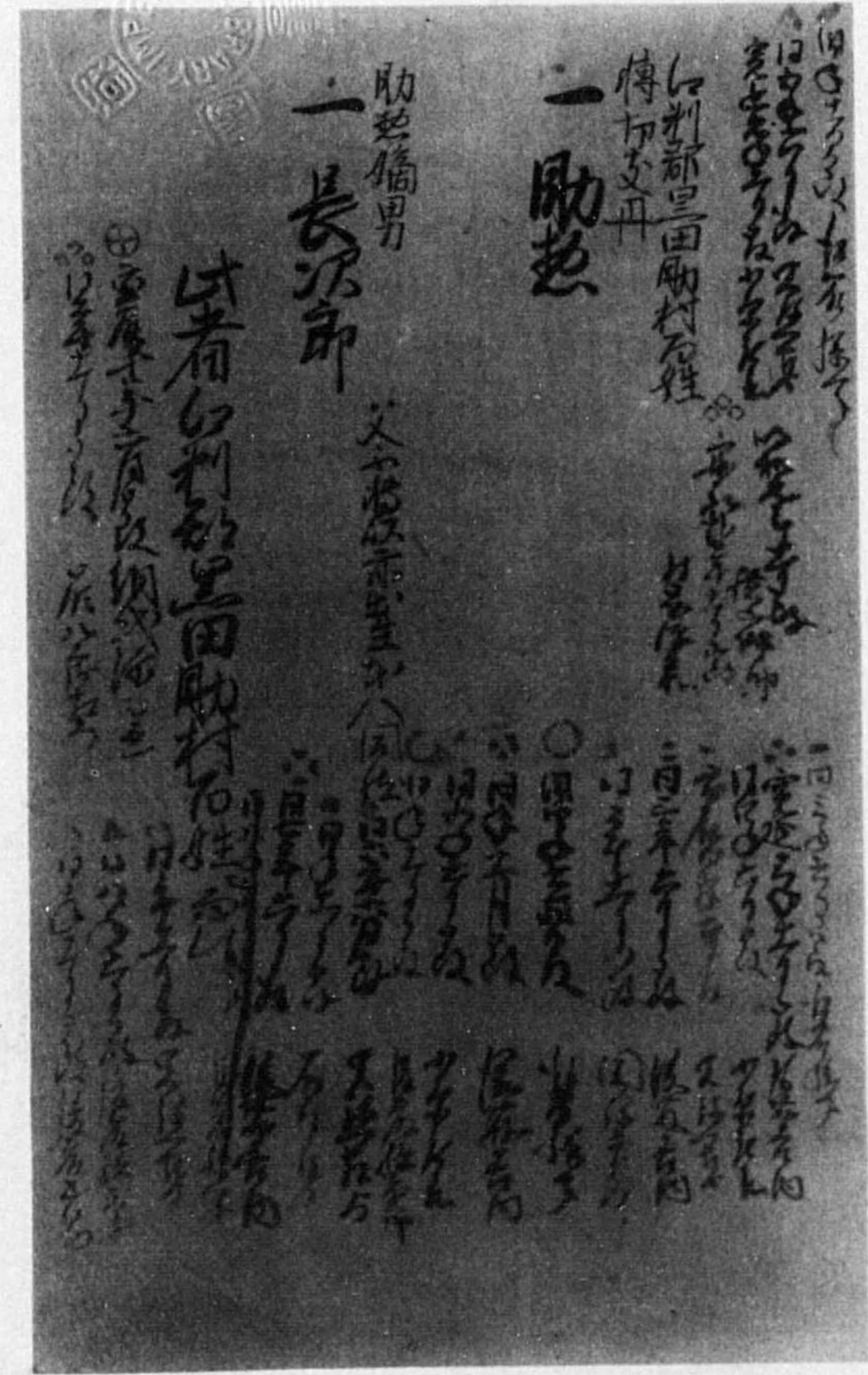
(一)



(二)



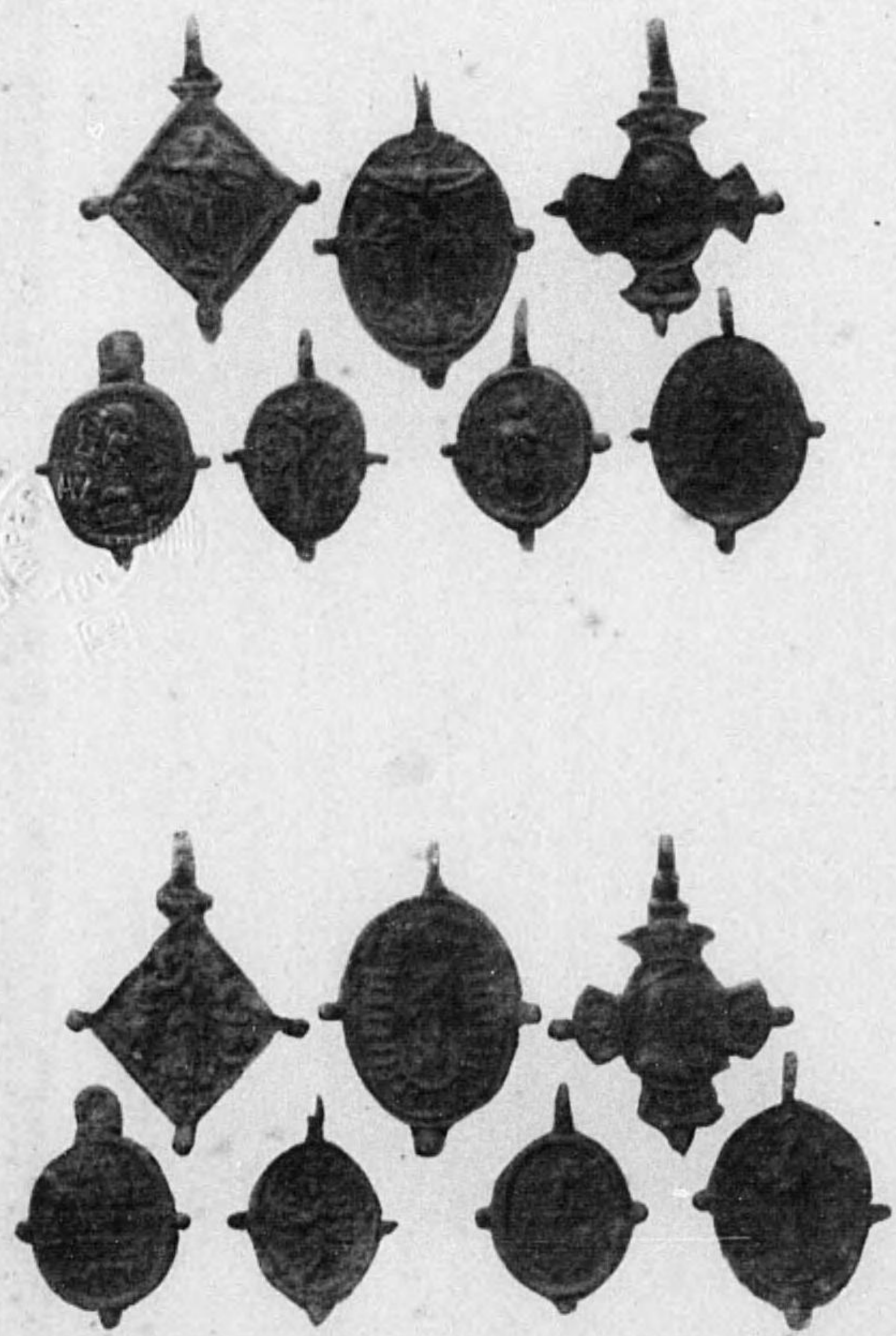
(三)



蝶 本 季 一 季 二 の 見 發 村 田 羽 郡 刺 江 縣 手 岩 (8)

(8)の説明

該帳簿は享保五年十一月に調製し安永六年十一月迄五十二年一百五回(本文に一百六回とせるは一百五回の誤り)に亘り轉切支丹惣惣並にその子本人同然長次郎の類族を調査せるもので男系の子孫は長次郎の曾孫まで六月と十一月の年二季玄孫に至り六月の二季女系は孫まで二季曾孫は一季取調べたのである。(一)は帳簿の表紙(二)はその裏(三)はその次の一枚の表である。(二)(三)にある細書せる年月と人名とは役人の年二季取調べの際の署名でその上にあるは認印である。
そのあと紙八枚綴りありて類族の名をつらね死亡の際は名を抹消し縁組出生等あればその名を書き加へ斯くて年二季又は一季必ず調査したのである。(本文六十二及六十三頁参照)



イダメの堀發村山白郡浮膽縣手岩 (9)

(9)の説明

明治八年同村鈴木隆治氏が同村古屋敷と稱する畑地より發掘せるもので當時その一部を天主教神父佛人ベリオス氏の撮影せしめ置かれたるもの、複寫である上部は表面下部は裏面である。
(本文六十五頁より六十七頁迄参照)

史蹟名勝天然紀念物調査報告

(第八號)

史蹟

後藤壽庵の事蹟とその住地附近の切支丹史實に關する調査

委員 菅野義之助



本縣膽澤郡の地は稻田遠く畔を連ね縣内に於ける米穀の主産地である殊に同郡の南半は美田廣潤なる地積を占め多量に嘉穀を出して居る而して此等の水田を潤すものは主として同地方をその始めに於て南に向ひて流れ更に東して北上川に落ち合ふ膽澤川の三筋の上水である而してその中最巨大なるものは壽庵堰である該上水は同郡若柳村字金入道と稱する地點を取入口となしこゝに水門を作ら溝の兩側には巨石を疊んで崩壞を防ぎ水量頗豊富のものである取入口より東南約十數町にして同しく若柳村字二枚橋と云ふ所に達するこゝにて溝渠は二分せられ一は東流するもので此れを下堰と稱し一は始め東南に流れ更に東轉するものでこれを上堰と稱して居る此等は共に北上川に流注しその延長四里と稱せられて居る此の間此等の溝渠は殆巨木の樹枝を分つにも譬ふべき状態を以て數多の支流をそれからそれと分流して水脈網を形成しその沿岸の廣大なる地積を潤して居るされば今日に於ては水利組合を起して灌漑事務を處

145-106

理して居る實に此の上水の恩澤に浴する地方は水澤、前澤の二町若柳、小山、南都田、眞城、古城、姉体、白山の七村に亘り此れが灌漑區域は小字三百九十一段別二千六百六十三町三段餘歩を算するのである抑此れが最初の開鑿者は伊達政宗の臣後藤壽庵と稱するもので壽庵死後三百有餘年の歲月は経過して居るが彼の後世に及ぼしたる福利は今に深く同地方の住民の肺肝よりの感謝と辭となり彼の名は早春稻田の播種季よりその結實の時に至るまで折に觸れ事に接して絶えず此等の諸町村の郷黨の間に家庭の爐邊に繰返されて居るのであるされば水利組合に於ては上水の取入口近くに紀功碑を建て、居る斯る偉大なる功績者たるに關らず後藤壽庵その人の閱歴性行につきては古來殆世に傳らず僅に仙臺藩士で切支丹信徒であつた等の二三の事實より外世に傳はる所がなかつた明治年間に至り日本西教史が太政官より印行せられ本邦の迫害時代の基督教史が世に公にせらるゝに至り切支丹信徒としての壽庵の閱歴の一面が世に明かになり仙臺の地方史蹟に關する熱心なる研究者佐澤廣胖並に老儒岡鹿門等の壽庵傳が公にせられて居るされどその記事を見るに傳へて詳ならず且頗誤謬の多き嫌があつた此の不備を補はんため不肖永き以前より壽庵に關する調査研究に意を用ひて居たが殊に壽庵の住地福原の地より基督教に關する遺物の發見せらるゝを見て一層その熱を高めたのであるされど壽庵に關する史料は殆全く闕如して居り何等本邦に於ける記録の傳ふるものがなく殆暗中摸索の状況であり研究の苦心の酬えらるゝもの至つて少く今に願意に満たぬことのみが多いのである。

先年同郡衙より壽庵居館の址を史蹟保存地に編入せられたしとの申請があり不肖これが調査を命ぜられ更に大正十三年早春 攝政宮殿下御大禮の盛儀に際し辱くなくも壽庵に對し贈位の恩命が下り信徒として天地身を置く所なく薄命窮迫の裏に一命を終れる壽庵の三百有餘年を閱せる枯骨が天寵に浴するに至れるを機とし本縣史蹟名勝天然紀念物調査會に於ても特に壽庵の遺蹟を調査し之を剝削に附する企てがあり一旦不肖その傳を叙することゝなつたが未意に満たぬ事項が多く且つ誤謬も存在する恐もないので更に遷延今日に至つた次第である。その後も抄々しき資料の遂に手に入るゝことを得ぬので舊稿を所々刪正して報告することゝなしその大成は他日を期する次第である。

調査に要せる資料

(一) 後藤壽庵の系譜

については殆正確なるものゝ世に傳はるものが今日見當らぬ或は鎌倉時代より天正年間に至る間本縣の南半並に隣縣宮城の本吉、桃生、登米、牡鹿の諸郡を領せる豪族葛西家の支族なりと稱し或は伊達政宗の臣岩城石筵の城主後藤信康の弟なりと記せるものあり中には織田信長の臣下の流浪せるものなりとの傳さへあるのであるが茲には「平姓葛西之後裔五島氏改後藤之家譜」と題せる壽庵の臣下後藤氏の後裔がものせる系譜によることゝする。

同系譜の始めに後藤壽庵の閱歴を叙し次に自家の關係を記して居るがその記事より見て明治初年に記録

せるものなることが明瞭で正確なる史料と見做し得ぬものである但同家は壽庵の親戚の故を以て其の客分として待遇せられ後臣下となりその宅地も近年迄壽庵の居館の側にあり世々文筆に達せる人々をも出し累代の記録も多くあつたとの事であり系譜は此れ等をもとして作れるものである斯る性質のものなるを以て今日迄發見せられしものの中には最信を置くに足るものと信する殊に自家に關する系圖に至つては頗詳密のもので壽庵の當時よりの所有地の地字反別等迄細大に亘り記載せる程にて頗周到を極めたものである要するに同系譜は近年の作成せる點に於て全然正確なる史料として取扱ひ得ぬ性質のもてはあるが壽庵の最近き關係ある家に傳はれる記録並に傳説によつて編輯せられたる性質上今日迄見出されたる資料中には最力なるものと信せらるゝのである。よつて茲には同系譜を精査し正確なる資料に基づけるものと信する部分をとつて壽庵の系譜と閱歷とを叙することゝした。

(二) 切支丹宗徒としての壽庵につきての資料

につきては本邦傳ふる所の記録は殆全く闕如して居る地方に傳ふる所も仙臺藩に存する史料中にも今日迄全く見出されぬのである但し當時本邦在住の歐洲の宣教師等の報告を資料とせる日本基督教史に關する史籍による外はないのである。即

レオン、バジエス氏著 日本基督教史

(Léon Pagés, Histoire de La Religion Chrétienne au Japon.)

クラセ氏著 大日本西教史

(Juan Crasset, Histoire de L'eglise du Japon.)

ピリヨン氏著 鮮血遺書

大日本史料第十二編之十三(大久保忠隣の京坂地方に於ける耶穌教徒禁壓に關する記事)

殊に村上直次郎坪井九馬三兩博士によりて發見せられた羅馬府バルベリニ圖書館所藏日本古文書中の

奥羽信徒奉答羅馬法皇文

により東北地方に於ける切支丹神父の活躍状況と後藤壽庵との關係を明にしなほ

(三) 伊達政宗が後藤壽庵を召抱ゆるに至れる事情につきての資料として

異國日記抄(家康並に秀忠の呂宋諸島長官並に新イスパニヤ總督及び西班牙國王との往復文書)

セバスチャン、ビスカイノ金銀島探檢報告

大日本史料第十二編之十二(伊達政宗遣歐使節に關する記録)

大日本史料第十二編之九(家康新イスパニヤ總督に與ふる答書に關する記事)

を參照した。

(四) 基督教の本縣各所に傳播せることを證する資料

としては

元祿六年膽澤郡古切支丹類族書上斷簡（自己の所藏品）

同年西磐井郡山目並に市野々村古切支丹類族書上（同郡萩莊村穗積氏所藏のもの）

享保五年古切支丹類族存命御改帳（磐井郡一關村上黒澤村下黒澤村の分）（一關藩切支丹所の控帳同町富永氏所藏）

江刺郡黒田助村（現今の羽田村）享保五年調製古切支丹之類族二季一季本帖（同村古玉賢治氏所藏に係るもの）

同村轉切支丹孫惣の子長次郎埋葬手續に關する古文書（同氏所藏）

元祿六年膽澤郡水澤町宗門改帳斷簡（自己所藏のもの）

等の記録並に

膽澤郡水澤町字福原附近發堀の基督教徒の使用せるメダイ

同郡白山村白山神社の西南古屋敷と稱する地點發堀の同様の遺品

六日入邑傳記（白山村鈴木長雄氏所藏）

及び左の地方の實地踏査より得たる資料

前記福原附近

西磐井郡萩莊村字外山（ソデヤマ）に於ける切支丹宗徒の墓地と稱するもの

等の資料に基づき記述し疑しきものは之を闕くの状態によりて力めて正確を期したのであるが在來殆全く遺忘せられたる史實の調査なるを以て誤謬なきを保し難いのである。

後藤壽庵の系譜

壽庵の系譜は頗明かならず正確なることを知ることを得ぬが前記五島改後藤系譜の所傳によれば

壽庵は本縣東磐井郡藤澤の城主岩淵近江守秀信の次男で幼名を又五郎と稱せる旨を記してある岩淵氏は葛西氏とその祖を同じくし桓武平氏の關東に盤踞せるもの、一支流て武州岩淵（今の赤羽附近）を領し地名によりて氏を稱したのである然るに武州葛西の領主葛西清重文治五年源賴朝に従ひ藤原泰衡の征して功を立て奥州總奉行の職を授けられ本縣の江刺、膽澤、氣仙、東西磐井及び隣縣宮城の本吉、桃生、牡鹿の諸郡を領するや岩淵氏も移りて奥州に來り封を前記藤澤の地に受けたのである岩淵氏の居城は藤澤の館山と云ふのであつて一地方の領主の城址としては頗規模宏壯てその勢力のほども察せらるゝのである清重の後裔葛西晴重が將軍足利義晴の偏諱を受けたる際の答禮使として赴ける岩淵紀伊守も多分この藤澤の館山の一人であつたらう左の古文書が今傳つて居る。

就 公方様御禮事爲葛西陸奥守使岩淵紀伊守伊藤大藏少丞致參洛只今下國候路次無其煩之様候者可爲喜悅候 恐々謹言

十月廿四日

(裏ニ大永四年十二月七日到着ノ附箋アリ 盛岡市濱田氏 藏)

なほ岩淵氏は葛西晴信の代東磐井大原の城主大原飛彈守と戦端を開き晴信中に入りて和解せること葛西實記に記載されて居る以て同地方に於ける威力のほどが伺はれるのである當時東山即東磐井地方では薄衣氏大原氏並に岩淵氏は同地方に於ては鼎足をなして對立した豪族であつた事は左の記事でも知られる東山大原ノ城主千葉飛彈守ト同藤澤城主岩淵近江守取合ニテ互ニ雌雄ヲ争ヒ大原ノ知行所南小梨村ヨリ責入り近江守ハ知行所徳田村ナル山口山ニ出張ス大原藤澤合戦有所ニ晴信氣仙ヨリ歸陣ノ折柄ニテ藤澤村續キ保呂羽山麓ノ森ニ御陣ヲ張り双方へ使ヲ立テ和睦ノ事ヲ被仰付飛彈守ガ娘ヲ近江守ガ嫁ニ被取結大原藤澤互ニ諸親ニ成リテ事静リケル是ヲ藤澤陣ト云フ(奥州葛西記)

かく岩淵氏は有力なる豪族たると共に葛西氏とその祖を同じくせる關係上男系絶えたる折は宗藩より同家を嗣がしむること屢ありて近江守秀信も亦葛西晴信の祖父陸奥守晴重の庶兄として出て、岩淵家を嗣いだ一人であつた(前記後藤家譜)されば葛西家最後の主晴信と秀信の次男壽庵とは従兄弟の近き血縁を有したのである(以上後藤系譜による)

天正十八年七月七日北條早雲が明應四年を以て根據地と定めた以來五代九十六年の間關八州を支配せる小田原城は豊臣秀吉の攻陥する所となつた秀吉はその餘威を振ひて奥羽地方を自家藥籠中のものとなし

以て日本全國を擧げ隻土を残さず己の掌握に歸せしめんことを企てた。落城後僅一週間を経たる七月十四日には蒲生氏郷を先鋒とし木村時貞淺野長政石田三成大谷義繼佐竹義重等これにつき五萬餘騎の大軍を以て小田原を出發し奥州に臨んだ豊臣秀次その跡を躡んで奥州に來り福島に在陣し秀吉自身も亦宇都宮迄進軍し更に白河の關を越ゆると云ふ首尾となつた斯くて在來秀吉に欸を通せざる諸候は悉く領地を沒收せられた此の厄を蒙つた諸候は奥州では白河の結城義親を始めとし石川昭光大崎義隆葛西晴信和賀義忠稗貫廣忠等であつた何れも秀吉の威勢を恐れ反抗するものは一人もなかつた獨葛西晴信は奮然起ちて天下の大軍に衝争した斯くて一軍を桃生郡深谷和淵に出して海道より攻め來る木村時貞の軍に當らしめ若し此軍にして敗北に歸せば敵は北上川を東に渡り同河の東岸に沿ひ北上して居城登米の寺池城を攻むるものと見做し一軍を中津山に派してこれが備となし更に一軍を西方高清水に出して中街道より來る敵軍に當らしむることゝした。

海道筋を取つて進んだ寄手の大將は木村時貞であつた激戦は深谷に於て行はれ葛西方の軍が敗績し大將西郡胤元を始めとし數多の戦死者を出したその中に後藤壽庵の兄たる岩淵民部信時も亦陣歿した(前記後藤系譜には民部信時となし奥州葛西實記には此の手の出陣將士の中に藤澤の城主岩淵近江守經平を擧げてある當時の藤澤城主は信時なるか經平なるか確に定むる由はないが葛西實記には往々杜選の記事が存するを以てこゝには系譜によつて記すことゝする)その後海道軍は葛西氏の豫期に反して北上川を

東岸に出つることなくその西に沿ひ支流短臺川を渡りて直に寺池城に迫り晴信倉皇城を出て走りて佐沼城を據守したが中街道の守備も蒲生氏郷のために森原山に一蹴せられ兩道の軍佐沼城に集り城遂に陥り晴信自刃し領土悉く沒收せられ秀吉葛西の舊領並に大崎領即加美、玉造、志田、遠田、栗原の諸郡を併せてこれを木村時貞に與ふることゝはなつた翌天正十九年には葛西大崎の舊臣一揆を起し木村時貞を佐沼城に圍んだが蒲生氏郷伊達政宗等の軍に平定せられた以後葛西氏の舊臣は永久に其領土を失ひ或は農に歸して舊地に留るもあり或は他郷に流落するものもあつた（以上主として葛西實記に従ふ）藤澤城主たりし岩淵氏の一族並に臣下も此の非運に遭遇することゝなり當時少壯の二男又五郎も亦流浪の身とはなつたのである（以上後藤系譜）

流落より仕途に就く迄

天正十八年奥州が頼朝に平定せられて以來四百年連續せる舊家葛西氏の沒落と共に流落の身となつた岩淵家の二男又五郎の身上につきては其後六年を経過せる慶長元年豊臣秀吉が外教禁止を勵行する迄次の一事の外何等知らるゝ所がないのである即

一家流離の厄に遭へる又五郎は如何にもして家名を再興せんとの志を懷き諸國に流浪し遂に肥前の長崎に至つた當時長崎は基督教布教の我が國に於ける中心地たるの觀があつた然るに天正十五年に豊臣秀吉は此の地が殆全く外人の殖民地たるの赴あるを慨し藤堂高虎を遣りて領主大村純忠より長崎の地を沒收

して官地となし宣教師等は二十日間を期限として出帆歸國を命じた後とは云ひ外國の神父等はなほ諸方に潜伏し基督教徒の勢力は中々にあなどるべからざるものがあつたされば少壯の又五郎は此の地に於て深くこの教に潜心し熱心なる基督教徒となつたのである（後藤系譜）當時長崎に於ては公然の布教は禁止されて居たと云ひ寺院もあり宣教師も此所に住居して居り秘密には盛んなる布教が行はれなほ近地天草には大小の學林があり有馬には貴族に對する學林も設立せられて居たのである宣教師等も決して嚴令の下に袖手しては居らなかつた天草の大學林よりは一五九三年（文祿二年）教父アルヴァレス（Alvarez）によりて編纂せられた日本文典が印行せられ（*De institutione Grammatica libri iii, cum Versione Japonica*）同四年には羅、葡日、對譯辭書の四ツ折九百頁の浩翰なるものが同大學林の宣教師等の手に劔に上ほせられ一五九八年（これは慶長の禁教令厲行の二年後なれども）日本語彙が長崎に於いて印行せらるゝなど幾多の著作物も出だされ彼等の活動は目醒しきものがあつたのであるされば青春燃え易き血液を藏ししかも早く逆境の苦艱を嘗めたる又五郎は此の雰圍氣の裏に熱ある切支丹の一青年となつたことは之を想像するに難くはないことである然るに慶長元年に至り秀吉は當時土佐の浦戸に漂着せる西班牙人の船舶サン、フェリペ號事件が近因となり從來とり來りし禁教方針を厲行することゝなつた京大阪の教會に番兵を置き外國並に邦人の布教に従事するものゝ名簿を作り之を拘引し翌慶長二年にはフランシスコ派の神父ベドロ、バプチスタを始め外國宣教師九名邦人信徒十七名を長崎に遣り之を同所立山に

於て磔刑に處したのてある同時に長崎奉行寺澤廣高をして禁教の嚴令を下ださしめた當時廣高征韓の役に從ひて朝鮮にありその弟事に當り先づ市民に外教を奉ずるものは死刑に處すべきことを布告し更にエスイタ教徒の宣教師に令して一人にても邦人をその教會に出入せしめざること及び彼等が市外に旅行して布教に従ふべからざることを嚴命した尋きて秀吉より外國宣教師は秀吉の通譯官たりし教父ロトリケス外一二のものを除き他は悉く之を長崎に集め船にて之を支那に送り出すの嚴令が下つた斯くて長崎並にその附近の邦人が切支丹宗徒としてその信仰を持続せんがためには生命の危険を冒かさねばならぬ状況となつた。

後藤系譜に従へば又五郎は此の時長崎を逃出て五島に赴き宇久の島に足をとめ此の所に於て洗禮を受け壽庵の靈名を稱するに至つたなほ斯る落魄の身を以て祖父傳來の岩淵の姓を稱するは意に快からざる感がある此の地に於て神の救ひを得生活を一新したれば島の地名を以て爾後我が姓となさんと決心し姓五島を稱するに至つたと記して居る(以上後藤系譜)當時秀吉は征韓の大役を起し他方にはこの禁教令を布いたのであるされば禁令の厲行とは云へその力は到底根深き切支丹宗徒の信仰を禁壓することが出来なかつた實に神父等の諸方に潛匿せるものは少なくなかつた此時天草に殘留せるものは八人有馬並に大村には併せて十二人豊後には四人の外國宣教師があつた殊に平戸と五島とはなほ多くのものが殘留し此等は何れも公然と布教の事にこそ從事せぬが暗裏には活潑なる活動を持続した(ヒルドレス著日本

による)されば五島に於ける又五郎はこれ等宣教師等の直接間接の感化を受けたことを想像するは敢えて悖理のことでもあるまい。

壽庵の伊達政宗の配下となりし顛末

慶長二年秀吉の禁教厲行により長崎を去りて五島の宇久島に逃れたる五島壽庵につきては爾後十五年間後藤系譜には何等の記載なくなほ少しの傳説も存するものがないがその後に次のことが記されてある。慶長十六年九月京都の商人田中勝助が墨吉哥より歸朝するや壽庵は勝助の切支丹宗徒たりとの由をき、之を訪ひて親交を結び一見舊知の如き間柄とはなつた時に伊達政宗は墨吉哥並に西班牙と交通を開き折を見て南蠻を征せんとの志を懷き向井將監忠勝にも事の赴を告げ密に幕府の内諾を得た而して先づ海外の事情を知る必要を感じその臣支倉常長を新歸朝者田中勝助の許に遣はして墨吉哥の情勢を探聞せしめたその折田中勝助は常長に對して余が知人に奥州の人にて後藤壽庵と稱するものがある誠實潔白の美質を有する上に才氣を有し海外の事情にも精通し得難き人材である貴下より太守政宗公に紹介し之を採用することにしてはとの事であつた斯くて支倉は歸つて復命する所あり且つ壽庵を政宗にすゝめたが政宗は切支丹宗徒にして海外の事情に精通せんには我が企圖を達する一助にもならんとて壽庵を召しその臣石筵の領主後藤信康の義弟となし膽澤郡福原の地に封して千二百石を食ましめ家臣に列せしむること、なつた(後藤系譜)旨が載せてある。

此に於て吾人は伊達政宗が壽庵を自己の隸屬として封を與ふるに至つた事情を研究する必要が起るこれが調査には先づ徳川家康が採つた外交政策より顧みねばならぬ。

家康の外交政策は外教の宣傳は固くこれを禁止するが貿易は盛に之を行ふと云ふのであつた呂宋や新西班牙の總督に對しても勿論この態度であつた一六〇五年（慶長十年）家康が呂宋總督ドン、ペドロ、デ、アクニヤに贈りし書翰等は外教禁壓貿易獎勵の彼の政策を最明瞭に示して居る殊に家康は如何にもして新西班牙即墨吉哥貿易の開始を切望して居たのである恰もよし慶長十四年九月五日呂宋より墨吉哥に向つて出帆せるサン、フランシスコ號が途中颶風に遭遇し我が國の東海岸に針路を變じ上總國夷隅郡岩和田の海岸に於て岩礁に乗り上げて難破の災厄を被つた乗船者の中に前の呂宋長官ドン、ロドリゴ、デ、ヴィベロ (Don Rodrigo de Vivero) があつた家康は此の機會を握つて新西班牙と直接貿易を開始せうと企てた斯くて百方遭難者の救恤に努め殊にヴィベロには江戸及び駿府に於て秀忠並に家康に謁見することを許し更に當時在留の英人ウィリアム、アダムスに製造せしめ淺草河に繋ぎ置ける百二十噸の船舶を與へ船員をも供給し翌慶長十五年六月十三日浦賀を出帆し墨吉哥に向はせたのである此の時家康はかねての宿望墨吉哥貿易開始の協約を締結するためフランシスコ派の神父フライ、ルイス、ソテロ (Fray Luis Sotelo) 及びフライ、アロンソ、ムニョス (Fray Alonso Munoz) 等を使節として墨吉哥總督並に西班牙國王への書翰を携へて便乗せしめた但ソテロは出發前病に侵され一行に加はることが出来なかつ

た尙墨吉哥國情視察員として京都の商人田中勝介等をも乗り込ませたのであるかくて船は事なく同年九月十一日を以て下カリフォルニヤに到着し次ぎて一行八十餘名はメキシコ府に着し總督府の歓迎を受けたのであるがムニョス等外國宣教師は更に西班牙に航し國王に謁見し貿易開始の協約締結に従事することとなり田中勝助等は國情視察に日を送つたのである此の時恰も墨吉哥總督府では西班牙國王の命により船を派して當時日本近海に在りと傳へられた金銀島探檢の計畫がありセバスタアン、ゲイスカイノ (Sebastian Vizcaino) がその司令官を命ぜられて居る所であつたされば探檢隊の一行は此の度渡行せる一行を送還すると共に答禮使として家康並秀忠に感謝の意を表し更に幕府の許可を得て日本近海測量に従事すべきことを協議し翌慶長十六年三月廿二日（太陽曆）墨吉哥アカブルコ港を出帆して西航したのである一行は前記ビスカイノを始め船長ベニト、デ、バラシヨス等西班牙人五十一名とドン、フランシスコ、デ、ベラスコ (Don Francisco de Velasco) 即田中勝助外日本人二十三名であつた。

田中勝助は實に彼の地に於て洗禮を受けフランシスコの靈名を受けたのであるが日本人の一行の首長として頗彼の國人の尊信を博して居ることは前記ビスカイノの日記中に於てよく伺はるのである即該日記中には勝助には必ず尊稱を附しなほ日本人は初め西班牙の海員と衝突することが屢あつたので司令官は頗これを憂慮し西班牙の海員に對して日本人に反抗することを禁じ不平あらば司令官に訴ふべくなほ紛擾を起すものあらば爾後刑に處し日本政府に報告すべき由を布告したのであるが一方勝助は極めて謹

慎の態度を持し日本人に對して種々説諭する所があつた爲めその後はよく平和を維持することを得たのであつた斯る事情よりして司令官も亦頗彼を厚遇し航海中常に食事を共にしたと云ふ程であるかくて一行は六月十日を以て浦賀に安着したのである。

當時田中勝助は新歸朝者で唯一の墨吉哥通であることよりして朝野の間に頗重んせられた事は之を想像するに難くはないビスカイノの一行は江戸にて秀忠將軍に謁見を許され更に駿府に於て大御所家康に拜謁を許されたのであるが田中勝助は一行を駿府市外に迎へ宿泊並に謁見の手筈等を斡旋したのである。斯く勝助は基督教徒としてフランシスコの靈名を受け且つ一商人の身ではあるが新歸朝者として當路の人々にも重用せられ其の名が廣く世に傳へらるゝことゝなつたのであるされば同一信仰を懐ける壽庵が勝助を訪へることは前記後藤系圖の外他に傍證となるべきものの存せぬことではあるが決してあり得べからざる事實ではないのである。

次には壽庵を主人政宗に推舉した支倉常長と田中勝助との關係であるが支倉が主命によりて勝助を訪ふたと云ふことは後藤系圖の外他に所見がないのであるがこれ亦あり得べき事實と信ずるこれには伊達政宗の外交方針を考察せねばならぬ。

ビスカイノの一行は我が近海に於て金銀島を採掘する前矢づ我が國海岸の港灣を調査せん事を企て此れが許可を大御所家康に乞うた當時メキシコ貿易を切望した家康並に秀忠は直に之を快諾し海岸測量の朱

印を與へ且つ北方の大諸侯伊達氏の領内より測量を始むべきことを命じた、斯くて一行は陸路仙臺に向ひ同年十一月七日(木)を以て仙臺に着した斯くて青葉城内に於て伴天連ルイス、ソテロの通辯の下に政宗に謁し同月十二日鹽釜に赴き翌十三日(水)より鹽釜以北の海岸の測量に着手したのであるが即同日松島に一泊し政宗の命に従ひ瑞岩寺をも見物しその彫刻の精美に驚き木造の建築物にては世界第一の優秀なるものなるべしと激賞して居る爾後石巻を始め牡鹿半島の沿岸を測量し地圖を作製すると共にその主要地點には外國名を附したのである即月ノ浦附近にサン、フェリペ清水田にサリナスと命名して居る類である牡鹿半島以北についても同一の筆法で調査を續行して居るが石巻附近より一週間を費しての後同月二十七日には氣仙沼港に到着し大島にサンタ、カタリナと命名せざるを始めとし附近數地點に新名稱を附し一日滞在して地圖を作成し同月二十九日(火曜日)には本縣氣仙郡盛町に到着し大船渡灣にサン、アンドレスの名を與へ十二月二日には更に北して同郡越喜來村に入港したが此の際大海嘯があり附近甚しき被害のあつたことを記述してある翌三日(土曜日)には更にその北方根白コシバに上陸し緯度をはかつて北緯四十度と定め高峰に上りて北方を望見し一つの良港を認めガスコンと命名して居る蓋し同郡唐丹灣のことに相異なる一行は此の地を測量の最北端として航路を轉じて南に向け翌十二月四日(日曜日)には同郡氣仙郡今泉に海嘯被害の慘狀を實見し此所に一泊し翌五日陸路仙臺に向ひ出發し同月八日に其處に到着したのである當時政宗は駿府に旅行中で不在であつたが重臣等をしてビスカイノに對面せしめ左の件を

協議せしめたのである。

新に船舶を造り使節を西班牙王並に新イスパニヤ總督に派遣して聘物を送り基督教宣教師の派遣を乞ふこと

ビスカイノは事の頗重大なるに顧み熟慮の上江戸に於て政宗に直答すべきことを申し出て、居る後日政宗が支倉常長の一行を羅馬に派遣するに至つた動機は以上の事實に徴し家康の貿易政策やビスカイノ一行の領内海岸の測量に負ふ所が多なるものであることが窺知せらるゝのである。

斯くて西班牙使節の一行は磐城の海岸に沿ひて南行して水戸に出て十二月三十日を以て江戸に安着して居るが此の間に於て家康の貿易政策に刺激せられ更にビスカイノの測量によつて油を濺かれたる政宗の墨吉哥通商の雄圖は愈々實行の機運を促進したのである翌慶長十七年にはビスカイノの一行は江戸以西長崎に至る海岸測量をも完了し伊豆の伊東に於て新に船を作り同年七月日本を出發して本邦東部の海上に存在すと假想せられたる金銀島採檢に出發せるが勿論その目的を達すべき筈なくなほ颶風に遭遇し船體に甚しき損傷を來し辛うじて再日本に漂着したのである機を見るに敏なる政宗は直に幕府に乞ひて許諾を受け海軍奉行向井將監を乞ひその指揮のもとに牡鹿半島南側の一港月ノ浦に於て一船を作らしめ翌慶長十八年九月にはこの船を以てビスカイノの一行を送還すると共にその臣支倉常長並に當時ビスカイノの測量事件後仙臺に滞在せる宣教師フライ、ルイス、ソテロを遣歐使節として西班牙王廷並に羅馬法

王廳に赴かしむることゝしたのである後藤系譜によれば政宗支倉常長に命じて遣歐使節の準備として田中勝助を訪ひて海外の事情を尋究せしめ田中の推薦によつて後藤壽庵は福原三分ミツノの地一千二百石の封を受くるに至れることを慶長十七年としてあるが該系譜の外此の事件に關しては今は傍證となるべきものを得て居らぬされど當時の幕府並に政宗の胸裏に來往する海外政策並に此に關する事實の進行に照合して系譜記載の事實の可能性を肯はざるを得ぬのである後藤系譜にはなほ此の前後のことを次の如く記して居る。

仙臺藩主に召出され右へ對する制規の御禮として乘馬一疋太刀一腰を上り中略東磐井郡に至り去る
天正十八年葛西家没落の際各地に散亂せし一族家從の中磐井、本吉、登米、桃生の各郡に徘徊せる百餘名を招募し此の輩を誘從して膽澤郡福原の封所に來り一着（一旦こゝに落着いたと云ふ意か）住宅を營まん爲め地位を計りて繩張をなす其の本町長さ東西五町三十間兩側に從族の屋敷を割り設け福原小路と號く此の外大鐘及新田町三ヶ所を加ふ。

次に壽庵の居館を次の如く記して居る。

居所は福原本町の西頭に置き其の地には外堀土壘塀柵建等をしちらへ是を壽庵館と唱ふ。

今當時の規模はほゞ原形を存して居る此れは後に記すことゝする。

前記後藤系譜は壽庵の姻戚にして葛西家の一族登米郡吉田村善王寺城主にして此の以後壽庵の老臣たり

しものゝ家系を記せるものなるが始めて壽庵の臣下となりし信業の條下に次の如く記して居る。

信業

葛西五郎作 後改後藤隼人
室磐井郡藤澤城主岩淵近江守平秀信ノ女

慶長十七年後藤壽庵主ノ懇誘ニ應ジ此ノ節膽澤郡鹽竈村ノ内福原ノ地ニ移ル此ノ時田畑合セテ高武

貫文餘ノ所被宛行後藤家ノ一族席ニ被相据是故ニ氏ヲ改メテ後藤トナス

福原小路後藤隼人居屋敷間敷左ノ通リ

一、南表

貳拾壹間

一、北

貳拾壹間

一、東

拾九間

一、西

拾九間

壹段參畝九歩

切支丹信徒としての壽庵の所業

壽庵封を福原に受くるや先づ自己の臣下をして悉く切支丹宗に歸依せしめ禮拜堂墓地等の經營をなしたのである此の事に關しては後藤系譜に次の如く記して居る。

此の地（福原）に一族家從安居を占むるに先ち其壹統（家臣一同の意か）向後耶蘇教法を正に信用
二念なきの旨誓紙血判を執行せりと。

又其の折福原小路の南方直徑五町を隔て、各戸の墓所を設く地盤大凡七百餘坪名附けて十字架場
（クルスバ）と云ふ是は法教人の墓所なるによりカラハリ山を像とりて名とせるを然るに耶蘇宗門殿

禁の後字義を憚りて黒洲婆と書き改めたり。

なほ前記福原小路の北側今毘沙門堂の地はその當時天主堂の遺址であると傳へられて居る此等のことに
關しては後に詳記することとする。

斯く壽庵はその家臣を切支丹信徒たらしめその附近に禮拜堂墓地等を定め更に領内の人民に宣傳したこ
とは疑ないことである壽庵の就封後二年にして慶長十九年には徳川豊臣兩氏の勢力の衝突は遂に大阪坂
冬陣の破裂を來すに至つたが壽庵は手兵を率ゐ其の主伊達政宗の召に應じて從軍したのである後藤系譜
には

政宗公には大坂表茶臼山の北四天王寺の西北に御陣取相成られ御旗元固めとて都合三十六段の内後

藤壽庵及馬場藏人横山彌次兵衛右三手前合して一備となり御旗元備の前左脇へ斜めに陣所を設けた

り此の時の先陣は片倉小十郎重綱にして右手の軍勢に高名手柄の輩最多かりけり

と記して居る。

なほ彼は卓越せる治者として此の頃より膽澤河上流より一大溝渠を起し數多の水田を開發しなほ在來早
害に苦める既墾地の灌漑に便ならしめたのであるが此の事業は之を後章に譲り此所には基督信徒として
の彼の所業を記述することとする。

壽庵が其の臣下並に領内に於て盛に基督教を宣傳するに當り少しく後れて元和元年にはジエロニモ、デ、

アンジェリスが奥羽の地に來り續きて數多の外國宣教師の奥羽に來りて布教に努力することゝなつた即
 エスイタ派の神父デオゴ、デ、カルヴァリヨ並にギオヴァンニ、マッテオ、アダミ等である以下この三者の
 奥羽に於ける布教事業につき叙述して次に壽庵のことに及ばねばならぬ。

徳川家康の外教に對する態度は最初より禁壓方針を執つたのであるがその初めに於てはさまで嚴格なる
 所置に出でなかつたのである然るに慶長十八年の頃よりその方策を變じ禁教を厲行したことは茲に縷述
 する迄もなきことである同年には先づ幕府の直轄地に嚴格なる禁令を布き更に同年の暮に迫りて大久保
 忠隣を京都に遣はして京坂地方の信徒に對して徹底的の處置をとらしめたのであるその結果の一つは翌
 慶長十九年には信徒の或ものは陸奥津輕の高岡（今の弘前市）に遠流せらるゝことゝなつた。
 徳川實記慶長十九年正月廿六日の條には駿府記をひきて左の如く記してある。

松平筑前守利常より使もて其家人高山右近大夫友祥入道南坊内藤飛彈守如安邪宗尊崇するにより召
 捕て京職へ送る由注進す其他邪教の姓名を記して献ず邪宗改めざるものは悉く奥の津輕に配流すべ
 しと命せらる。

なほ歐人側の著書にこの事實を對照すれば

備前中納言の家來久三及び其の子二人を初めとし京都に於て四十二人大坂に於て二十四人の貴族信
 者を津輕に流す此れ等のものは五月一日出立して近江の琵琶湖を渡り日を経て敦賀に着し順風を待

ちて五月廿一日出帆し約二十七日の日子を費して翌月十七日當時の高岡今の弘前市に到着せる

旨を記して居るなほ信徒は彼の地に達するや肥馬に跨り輕裘を纏へる昔日の生活を振り棄て、男子は直
 に農夫となり刀鎗にかへて犁鋤を執り深窓に養はれた女子は直に茅屋の主婦として自己の運命に甘從せ
 る旨をも記して居る現に弘前市並にその附近を搜索すれば臙氣ながら信徒の蹤跡と認めらるべき箇所が
 所々に存して居りなほその後も信徒の流されつたものがあつて三箇の部落を作つたとバジエスの日本
 基督教史にも記して居る外國宣教師の奥羽布教の活動は實に此の京坂地方の信徒の津輕流謫が導火線と
 なつて居るのである。

翌慶長二十年には前年より引き續ける霖雨勝ちの天候で奥羽地方には饑饉があつた殊に津輕地方はその
 災害烈しく米穀は五割の騰貴を來し移住の信徒は頗苦境に陥つた遙に之を聞ける長崎の切支丹信徒は之
 を黙視することが出来なかつた同情の贈物は竊に四方より集められた携へて慰問の任に當つたのは當時
 長崎在任のエスイタ派の宣教師ジェロニモ、デ、アンジェリスである此の人は以太利國シチリア島エン
 ナ村に生れ十八歳の時出家し慶長七年本邦に來り伏見教區の管長となり爾後駿府江戸等所々に於て布教
 に従事したのであるが此の時足を奥羽に入れ先づ津輕の信徒を慰問し信仰上の激勵を與へ遂に奥羽の間
 に留りて布教に従事したのである斯くて奥羽の信徒はジェロニモによつて信仰上に力を得元和三年政宗
 が領内の信徒に迫害を加へたる際もなほその後元和六年七年の迫害の際も壽庵始め信徒等の不轉退の信

念を覺醒するに心血を瀦いたことは壽庵等のローマ法王に送りし書狀に明記されて居る。

ジエロニモ、デ、アンジエリスが奥羽に足を入れた慶長廿年は其七月十三日に改元して元和元年となつたのであるが其後約二年の日月を経て元和三年肥前の大村から遙にジエロニモ師の蹤を踏んで奥州に來り師に力を添へたのは同じくエスイタ派の宣教師ディオゴ、デ、カルヴァリョ(Diogo de Carvalho)である。カルヴァリョは葡萄牙の産れて同國コインブラ大學を卒業し布教のために支那に來り暫澳門の宗教學校に學び慶長十四年本邦に渡航し滿二年間天草に滞在し更に畿内に來りて傳道に努めた元和元年の禁教厲行の際は一旦安南に放逐されたが翌年には潛行して再本邦に來り肥前の大村に於て布教に従事したのである然るに領主大村純頼の禁壓政策は極めて酷烈を極めたもので爲めに永く足を留むることが出來ず翌元和三年には奥羽地方に來りジエロニモ師と協力して布教に従事したのである。

更に兩者の蹤を逐ひて奥羽に來り布教に盡瘁せる同じエスイタ派の僧はギョヅアンニ、マツテオ、アダミである彼はシチリヤ島マツサラに産れ一六〇四年我が國に渡航し布教に従事したが後にマカオに放逐せられしも再び潛航して我が國に上陸し一六二〇年(元和六年)には奥羽に於てアンジエリスの指揮のもとに活動し奥羽兩州は勿論越後佐渡にまで活動範圍を擴張して居たのであるなほ彼等の補助としてディオゴ、ユーキ(結城か)マルチノ、シキミ(式見か)の兩名の日本神父及其他數多のイルマン等が加はり大に活躍したのである。

斯くて元和四年より同七年の頃に至る約四年の間は奥羽にはエスイタ派にありては三人の外國宣教師が居つて布教事業に従事して居り數多の日本神父やイルマンがこれに助勢したのであるが壽庵等は此等の人々と戮力して教法の宣傳に盡瘁して居たのである此の間の消息を語るものは實に明治三十二年羅馬パルベリニ圖書館に於て村上(直治郎)博士坪井(九馬三)博士とによりて發見されたる日本古文書である此れは羅馬法王パウロ五世が千六百十七年六月十二日(我が元和三年五月九日)に世界の信徒に對して罪障全赦の大祭典をあげ且つ其の告諭文を葡萄牙の船に托して本邦にも送つたが此に對して本邦の諸方の信徒が奉答文を送つたものである此の内奥羽の信徒の送つたものは元和七年八月十四日の日附けのものて拉丁文と邦文と同一文句を二枚に書いたものである此れは史學雜誌第拾壹編第拾號(明治三十三年十月十日發行)に載せてあるが傍證となる重要史料であるから此所に全文を轉載することとする。

奉拜答貴惠化禮閣(教會)之慈文尊師五代目ノ papa 伴宇路(paulo)尊足爲敬吸 出羽奥州之 從貴理師且中

貴き御書奥州さりしたん衆令頂戴謹而拜讀仕候誠忝儀感涙さきにめいし有かたく存し候如尊意日本のえけれしや(教會)數年相つゞきへれせきさん(迫害)さびしやうすにて御座候雖然ひいてす(信仰)にたいして身命を惜ずds(デウス即神の義)の御名譽をかゝけられ候毎年こゝかしこにまらちれす(殉教者)御座候をもて御照覽可被成候

これによれば法王パウロ五世の告諭文の内容はこれを知る術がないが「如尊意日本のえけれしや數年相

つゞきへれせきさんきびしき様子にて御座候」云々と記せるを見れば法王は本邦爲政者の迫害を遙聞し此に對する激勵の訓辭があつたに相違ないなほ此の以下の文中にも如何なる迫害があるも信仰を確守すべき旨の覺悟を縷々陳述して居るに願ても法王の御教書の主眼點は之を伺ふに難くはないのである奉答文はなほ次に斯く續けて居る。(一)の中は原文にはなきも理解を容易にするため附加せるもの)

扱我らが國奥州と申すは日本の内東の果にて御座候此の出羽奥州の兩國の大名あまた御座候景勝三十萬石松平下野守六十萬石(蒲生忠郷)伊達政宗六十萬石最上義秋二十二萬石秋田仙北にて義宣(佐竹)十八萬石南部信濃守(利直)二十萬石津輕越中守(信枚)四萬五千石右大名衆の領内在々所々におゐてゑわんせりよ(福音)ひろまり大に繁昌仕候然處に去歲上旬の比伊達政宗天下を恐れ私の領内にあゐてへれせきさん(迫害)ををこしあまたまるちれす(殉教者)御座候御出世以來千六百廿年(元和六年)せてんほろ(九月)の四日よりせんさく仕はしめころばざるをころびたるとそばより謀判など仕候へ共次第に開付奉行の前へ出て曾て以ころはざる由申ひらさひいてす(信仰)堅固に有之候此節に貴き御親御哀憐の御内證より尊翰并にじゆびれよ(赦罪式)の御ゆるしを下され候儀諸きりしたん大なるちからを得ひいてす(信仰)の勇氣へれせきさん(迫害)の爲銚楯と罷成候御厚恩筆紙に申盡かたく候

以上を見れば當時奥州各藩に亘りて切支丹信徒あり一時は中々に盛大であつた赴も知られるが此の奉答

文を草せる前年即元和六年の九月四日より伊達政宗が禁教令を厲行せる事も知られるのである此れによつて連想せらるゝはエヌイタ教會の司祭アントニョ、フランシスコ、カルジム (Antonio Francisco Caridin) の日本殉教者目録の第三百三次殉教者の記事である即これは奉答文記載の政宗の禁教厲行の元和六年九月四日を去る二箇月を経て奥州水澤(岩手縣膽澤郡水澤町)に於ける殉教者の記事であるこれによれば元和六年十一月六日同地に於てヨハキン津島其妻デ、アンナその他四名の信徒が斬首されて居る何れも出羽由利の生れてあるが、ヨハキンは仙臺に引致せられて嚴重なる裁判を受け更に水澤の牢舎の中に辛酸を嘗め遂に刑場に於て刎首せられたその際五百人許りの信徒が列を組みて之を送りイエース、マリアの聖名を唱へたと記して居る此等も確に前記の年代に於ける政宗禁教厲行の結果の一つであらうなほ信徒の親戚故舊が信者の身上を患ふるの餘り信徒に隠して轉宗せりと奉行所へ偽證をなせるに對し信者は斯くては神に對して相濟まずと奉行所へ訴へ出づる有様等も此の奉答文の文字は簡單ではあるが躍如としてあらはれて居ることは當時の信仰の牢固なるもの、中々に存在して居つたことも知られて面白いことである前記斬罪の行はれた水澤は壽庵の居館の所在地福原を去る東方僅に十數町を隔てたる地點である斯る際に法王の罪障全赦信仰激勵の御教書を得た彼等の心情は如何であつたらう「ひいてす(信仰)の勇氣へれせきさん(迫害)の爲め銚楯と罷成候」とは決して一片の形容詞ではない感謝の丹心の結晶と見るべきものであらう次に奉答文は奥羽に切支丹宗の傳播する沿革と現状とを記して居る。

當國えさりしたん出來申候事は此七ヶ年以前せずのこんはにや(エスイタ教會)のpe(神父)せろにも、あんせるす下向候て程々才覺をもて諸方をめぐりゑんせりよ(福音)を弘通せられ候近き比のさりしたんいまた乳房をふくむ童子のことに御座候へ共ds(デウス即神)のからさ(聖寵)をもて數度のへれせきさん(迫害)にも勇猛精進の心さしをあらはしdsの御名をせんちよ(不信者)の前にかじやかされ候誠dsの御恩かたしけなく奉存候當時はこんはにや(エスイタ教會)のpe(神父)三人其外せんちよ(不信者)をひいてす(信仰)の道に引き入るゝ教化者あまた相添ひ諸きりしたんのひいてす(信仰)をかへそだてられ候政宗へれせきさん(迫害)の砌も彼あんせるす政宗の居城をはなれず難儀にをよふきりしたん衆をすくひ立ひいてす(信仰)よりはりたる者共をひいてす(信仰)に立かへされ候さまをかへ在々在々をかけまはりしのびくの合力あさからず候誠に大事の砌粉骨を盡され候こんはにやの衆の芳志出羽奥州のさりしたんたて(切支丹宗門)の爲深重候

以上の記事によれば奥羽に基督教の弘通するに至れるは奉答文を草せる元和七年八月を去る七年前ジェロニモ、アンジュリスが前記津輕流謫の信徒の慰問に端を發したる事が明確なることと爾來信徒は年月と共に著しく其數を増加したが迫害も屢行はれたれど未徹底的の厲行なく此間に三人の宣教師が種々に身装を變じて在々所々を廻りて信念の擁護に努め信徒等はこれに力を得て信仰に對する不動心を振り起して居つた様子が知られるなほ奉答文の其後の句は信徒の今後の覺悟並に法王及び教會の繁榮を祈つて筆

を止めて居る

自今以後ds御奉公に相届申候やうに御ふびんをくはへ給ひ乍恐御へんさん(祝福)を奉仰へき爲に如此言上仕候誠功力なき者共にて御座候へ共御憐みの貴き御親御無事安全さんた、えけれしや(教會)御繁昌并えれしや(法王背叛者)退轉の爲に朝暮日本のこんた(名義)をもておらしよ(祈禱)申上たてまつり候 恐惶謹言

元和七年八月十四日

後 藤 壽 庵
光(華押)

どんあろんそはしやると

横 澤 將 監

吉久(華押)

とめい

松 木 惣右衛門
(華押)

あんとうにうへ

澁谷太郎右衛門尉

次(華押)

はうろ
柴山 長左衛門
長以(華押)

へいところ

河合四郎左衛門
長(華押)

われんちいの

中 牧 主 水
盛(華押)

りいの

坂本 三 太 夫
重(華押)

りあん

田中 太 兵 衛
利(華押)

じゆあん

河井喜左衛門尉
(華押)

へいところ

浅野五右衛門尉
吉(華押)

理庵

黒田 平左衛門
直濟(華押)

壽庵

大 森 喜右衛門
家吉(華押)

しよせいふ

山 家 權 太 夫
政知(華押)

壽庵

野 間 次 兵 衛
吉(華押)

いなしよ

松 岡 藤 兵 衛
直勝(華押)

あんでれい

花 岡 忠 太 夫
家次(華押)

此の奉答文に署名せる人々を見るに最初に後藤壽庵の名見え次に横澤將監が署名して居るが共に伊達政宗の重臣である而して奉答文の中にも出羽の方面のことは殆筆の序に書かれた赴きがあり(例せば「扱我らが國奥州と申すは」の類である)なほ奥州の方面に就いても伊達政宗領内のことのみを縷述して居るのを見れば恐らくは此の文は政宗領内に滞在せる前記の宣教師等と壽庵か横澤か、主となつて草せられたものに奥羽兩州の主なる信徒達が署名したものと解せらるゝのである。

以上見來れば元和元年の頃より奥羽には主として基督教の信仰の種子が下だされ(其の以前勿論全く切支丹の宗門のない事ではなかつた)時と共に隆盛を見るに至つたが元和六七年の頃より禁教の厲行漸次その度を加へ布教の勢力が阻止せらるゝに至つた事が察知せられる此間に於ける外國宣教師等の消息を見ればジェロニモ、デ、アンジュリスは元和三年には出羽奥州兩國の間に往來して當時迫害を蒙れる切支丹信徒の信仰維持のために盡力し翌四年には蝦夷の地に渡り當時新に發見せられた鑛山に赴き鑛夫の間に傳道したレオン、バジエス氏の日本基督教史附録第卅六號文書に當時の書簡がのせてあるその後元和六年には再奥州に至り他の宣教師と力を併せ新に一千餘人の信者を得たが此の年の九月より翌七年に亘

りての政宗の禁教厲行の際には仙臺を中心として諸方に活躍して其の牧する羊の爲めに努力して居つた奥羽信徒の羅馬法王に對する奉答文の發送は實にこの年の八月十四日の事に屬する越えて同年九月には上司の命により再度蝦夷に赴きて布教宣傳しその後は江戸に赴きこゝに止ることゝなつたのである此の以前よりフランシスコ派の神父フランシスコ、ガルヴェスも亦奥州に來り彼れと行動を共にして居たが彼も亦此の頃仙府を去り又江戸に赴いたのである斯くて彼等は元和九年三代將軍家光の襲職と共に捕縛せられ同年十二月一日品川地藏前に於て原主水その他本邦信徒卅七名と共に火刑に處せられて居るカルヴァリヨは元和三年以來ジェロニモに従ひ行動を共にして居たのであるが同七年には彼も亦秋田より鑛夫の群に加はり同様の扮装をなして八月十二日松前に渡航し同十五日聖母昇天祭を同地の鑛山に舉行し數多の信徒を得更に航して津輕に出て流謫の信徒を弘前に訪ひその信仰を固め津輕より更に南部に入り信徒の歓迎を受け留ること三日秘蹟を受け洗禮を施し更に秋田城下に布教して領主佐竹義宣の愛妾西の丸殿等に洗禮を與へ更に院内鑛山の鑛夫の間に布教した斯くて彼は元和七八九年に亘り奥羽兩州の各地を巡歴して布教に従ひ九年には再度蝦夷渡航をなし寛永元年には仙臺管區のエヌイタ教會長に任ぜられ仙臺を中心として各地に巡回し宣教に従事して居つたのである後藤壽庵は勿論奥羽信徒中の重要人物として絶えず彼等と氣脈を通じて居たことであるが同年のクリスマス祭は壽庵の領内三分に於てカルヴァリヨ之を舉行し數多の信者にミサの秘蹟を授け同時に異教徒に對して洗禮を施して居る壽庵の當時の

宗教上の功績は實に顯著のものであつたからエヌイタ派の管區長は之に神弟狀を送つて之を賞揚し以て彼の切支丹宗宣傳擁護の功に對して感謝の意を表したのである神弟狀のカルヴァリヨの手に到着したのは實に公現祝日に當つて居た之を受けた壽庵は斯る記念すべき日に於て得たることに法悦を起し更に一層信念を固むるに至つたのである。

後藤壽庵の運命とカルヴァリヨの殉教

此時既に闇き運命の影は壽庵やカルヴァリヨの背後に迫つて居たのである元和九年七月徳川家光は石心鐵腸其の爲さんと欲する所は何事をも敢行する意氣を以て將軍職に就いたのである爾來切支丹禁教令は益厲行せらるゝに至つた伊達政宗も其の意を受け益禁教の徹底に努むることゝなつたが彼はこの所志を貫かんためには先づ信徒の首領とも見るべき後藤壽庵を改宗せしめねばならぬ政宗即壽庵の居地福原の隣邑水澤の領主石母田大膳宗頼をして壽庵に説き轉宗を慫慂せしめた宗頼の夫人も亦歡説頗力むる所があつたが壽庵は如何にしても轉宗を肯んじない此を見てカルヴァリヨは已を宿すことによつて禍を速にせんことを思ひ壽庵の邸を脱しオロシヨウの谷に逃れ鑛夫の小屋に潜匿した政宗は又壽庵の志の如何にしても變ずべからざるを見意を決し捕吏數輩を遣はして壽庵を捕縛せんとしたが壽庵豫め嚴重に備ふる所あり捕吏は遂に手を下す術がなかつたよつて更に片倉重綱茂庭延元の兩家より騎士五百餘を出して壽庵の福原の邸宅を圍ましめた壽庵遂に如何ともなすべからざるを察し脱走してその行方を暗ましたので

ある壽庵の行衛につきてはバジエス氏やクラセ氏の日本基督教史等は北方南部領内に逃れたとしてあるが後藤系譜並に水澤地方の傳説では秋田仙北地方に赴いたとして居る今も福原より西して膽澤川の上流に出て風江の谷を經中央山脈を横切りて秋田に通ずる道路があり古來仙北街道と稱して居る壽庵の逃路は蓋これによつたものではあるまいか。しかし西歐の所傳は當時の宣教師の報告に基づいたものであるから確實味のあるものと見ねばならぬ今は何れが信實であるか確定する迄の材料を有せぬ。

なほ後藤系譜では壽庵の逃去を以て元和六年のこととなしその十二月政宗の命により山岡重長大條實頼石母田宗頼連署の上秋田藩の重役に書を送り壽庵の逮捕を依頼し使者同月廿六日秋田城内に到着し彼の重臣梅津主馬政景の依頼に應じ壽庵の所在を搜索すべき旨の答書があつた旨を記して居る但元和六年を以て壽庵逃亡の歳として居ることは勿論誤謬に相異なる前記壽庵等の羅馬法王への奉答文は元和七年八月十四日の署名あるを見ても明瞭なることである或はこの事實は寛永元年の十二月のことを誤傳したのかとも考へらるゝが根本となるべき史料を得て居らぬが故に今は何とも斷ずることが出来ぬ。

次に同じき後藤系譜には

秋田佐竹家江戸屋敷奥日記抜書

と題して元和八年二月廿八日太田内藏之充代りとして山方能登江戸へ到着梅津半右衛門尉憲忠須田美濃守盛秀書を梅津主馬政景に寄せて報告したる事項として

去年仙臺よりガンデウと稱するもの來りて仙北稻庭三梨川連に於て大眼宗を弘めたがガンデウ後伊達左門の領地平鹿郡今泉村に於て左門の臣下の未亡人に入夫し七右衛門と改名して盛に宗派の宣傳に力めた宣宗即七右衛門を捕縛させたが門徒等は競起つて七右衛門を奪へ宣宗の臣下と格闘し高橋隼人と云ふものを斬殺しその他數人に手を負はせた門徒等も四人の死者を出した斯くて門徒二三十人群をなして横手町に來たが此處にて盡く捕縛された此際七右衛門も横手町に自殺した旨を記して居るなほ藩主佐竹義宣これを聞き伊達宣宗の宅に於て狼籍を極めたる徒を斬殺せるは最その謂れあることであるが横手町に來れる門徒等を斬罪に處せるは當を得たる處置とは云へぬ宜しく入牢せしめて命を待つべきものであつたと云うた旨を附記して居る而して後藤系譜の書者は前記七右衛門は壽庵であるとしてあるが甚獨斷の説でガンテウは多分壽庵以外のものであらう日本在住の宣教師等の報告に基づけるクラセやバジエスの壽庵の逐電を元和九年の暮とする説は前後の關係を總合してどうしても之を正確のものと思ねばならぬ従つて壽庵の末路につきては今日之を審にすることを得ぬのは頗遺憾のことである。殊にバジエスには大眼宗騒動の事件を明記してありなほその後三年を經て壽庵の逐電の事を記して居る。

次にはカルヴァリョの成行きであるが壽庵の居館を去つて後はオロシヨウ (Oroshiow) の谷に潜匿し此の所の鑛山の傍にあるマチアス伊兵衛と云ふ信者の小屋を住居として屢村落に潜行しなほも布教に従事して居つたが信徒の嚴重なる鑿索を避け集るもの次第に其の數を増加し六十人ほどに及んだこのオロシ

ヨウの谷と云ふは今の膽澤郡若柳村風江を指すものであらう此の地は壽庵の住地福原より西々北約三里餘にして膽澤川の上流に出てこれより同河に沿ひて西方に長く突入せる奥羽山脈の横谷でこゝを経て更に西行すれば秋田縣仙北地方に達するのである(同河の上流の南の支流前川の水源に今も昔時の鑛山の廢坑があるカルヴァリヨが捕縛されたのはこゝかと思惟せられる)捕吏の搜索の手は雪上に印せられた數多の足跟を傳へて更に風江の隱家に迄伸ばされたカルヴァリヨは其の常に着用せる日本服を脱し布教師の法衣に改め自ら手を後に廻して柔順に縛めの繩を受けたマチアス伊兵衛はカルヴァリヨの宿主なる旨をポロ金助はその法弟なる由を陳述するを始めとし數多のものは信徒たることを自白して等しく所刑に甘從することゝはなつたかくて信徒等は一旦壽庵の領地三分に引致せられ更に水澤に送致せられたのである此の間信徒は切支丹と記せる紙幟を背に負され村々を引廻された時恰大雪の際に歩行頗艱難を極め殊にアレクシヨ幸右衛門ドミニコ道齋の二老人は歩みを進むることを得ぬ状態に陥り途中に於て首を刎ねられ死體は多くの武士の試斬りの材料に供せられたカルヴァリヨの一行は水澤に於て仙臺より派遣せられた二人の奉行の手に引渡された奉行等は百方術を盡くして轉宗せしむることに努力した先づカルヴァリヨを威嚇し之を轉ばしめんと試みたが眞の道を枉げんよりは我が身は寧烟草の如く刻まるゝことを望むものであるとて毅然として少しも屈する色がないよりて奉行等はマチアス孫兵衛の妻を召出しカルヴァリヨに向ひ此れは女性なれば汝の口よりして此の女に對して教を棄つるも苦しからぬとの一語を漏らせと追つたが彼は之にも應ぜぬ奉行等は更に手を換へカルヴァリヨをば牢舎に送り返し信徒等に

轉宗すべき旨を百方懇諭したが効果がなかりて拷問の道具を陳列し信徒中よりポロ金助レヲ權右衛門マチアス喜藏の三人を召出し之に枷を加へ骨も碎くる迄に緊縛したが三人は苦痛を忍んで轉ぶことを肯んせぬ奉行等は遂に救ふべからざるを見て二月十日一行を仙臺に送致することゝはなつた此の日の途上二人の信徒路傍に於て自ら切支丹信者なる旨を自白し縛に就かんとせるものがあつたが一人は他領の人民なるを以て之を放還し他の一人ジュリアノ、喜右衛門と云ふものは一行と共に仙臺に送らるゝことゝなつた到着後一行は獄舎に投せられたが元和九年十二月晦日(太陽曆二月十八日)午後二時一行は廣瀬河岸に堀られたる廣さ一丈餘深さ二尺ほどの池に導かれ裸體のまま水中に立てられたる杭に縛せられ轉宗を迫られたしかもカルヴァリヨは一同に向ひ信仰堅固なるべき旨の激勵を興へて動かない三時間の後一同は池より引き上げられたが身體氷の如く知覺を失つて動くことが出来ぬ皆沙上にひれ伏して居る中マチアス治兵衛ジュリアノ治右衛門の二名は絶命したカルヴァリヨは再び轉宗を勸説せられたが應せぬかくて一同再び獄裏に投せられ越えて寛永元年正月四日(西曆千六百二十四年二月廿二日)再度水責めの苦艱を嘗めレヲ權右衛門先づ斃れアントニヨ作右衛門マチアス忠彌その蹤を遂ひアンドレア仁右衛門マテオ孫三郎マチアス藤右衛門又瞑目し夜半己の牧せる羊の悉く仆れたるを見るカルヴァリヨは最後に上天したのであつたエヌイタ教會に入りてより三十年東洋の布教に着手してより十五年奥羽に福音を宣傳すること八年斯くて四十六歳を以て彼の生涯は終りを告げたのである此の前後には仙臺領内に於て切支丹信徒たるの故を以て所刑せられたものが頗多かつた嘗カルヴァリヨを宿したることによつて所刑

せられたるものにヨハネ安齋といふ七拾歳の老醫師がある安齋は其の妻アンナと水責の後裸體にて馬に乗せられ四辻毎に水を注がれて絶命し其族アンドレア市右衛門市右衛門の僕ルイス喜助は火責の後斬罪に行はれたなほ安齋と同じく宿主たりとの罪によりシモン彦右衛門其妻モニカ及び其子一人は斬首せられカルバル市右衛門なるものはウスキノ（多分岩手縣東磐井郡薄衣村ならん）に於て同じく斬罪に行はれて居る。

壽庵並に當時切支丹に關する遺物遺跡

壽庵の遺蹟は現在岩手縣膽澤郡水澤町字福原の地に存して居る水澤の市街地より同郡小山村に通ずる道路を行くこと十數町にして該道路に直角に西に通ずる直線の道路がある之を福原小路と稱して居るこの小路の東端と西端とは二本の木柱よりなる衛門がありその中はその足輕小路であることを示して居る小路の長さ五町三十間兩側に屋敷を割り設けてあるその西端に壽庵居館の跡があり外堀土壘等の跡はほゞ想見するによいが堀は水田となり屋敷あとは畑となり土壘は崩壊されて僅に一部を存して居る福原小路の屋敷割は維新後多少變化を受けては居るがほゞ原形を維持して居り多くは壽庵の臣下の子孫が今に居住して居る壽庵の家臣の成り行きにつきては後藤系譜に記するものは頗要を得て居るから左に記載することとする。

「後藤壽庵氏 臣家の成行

一、偕又後藤壽庵氏の一族家士百有餘名は壽庵氏脱走の際ともに従ひて秋田領に遁れたり然して爰に相殘る八十七戸是全く切支丹信徒なれども國禁に應じ法教を罷め地に駐りて罪を謝す依りてこれを許さる即壽庵舊封殘族共に古内伊賀氏に之を賜はる古内家に於ては壽庵の臣、家席の甲乙を均して足輕組となし物頭を置きて是れを支配せしむ名附けて類族組と云ふ是福原一統は切支丹類族の輩なるを以てしか名附くとなり」

と記して居るこれによれば壽庵の臣下の福原に殘留せるものは壽庵の舊領が古内伊賀に與へらるゝと共にその部下に屬し家格の如何に關らず凡て足輕として召使はるゝこととなり而して類族組と云ふ名稱を附されたのである此は切支丹信徒の子孫を切支丹類族又は略して類族と稱する所から類族の足輕組と云ふ意である其後正保元年福原の地は水澤の領主留守家の領土に歸し福原足輕組も同時にその配下に移ることとなつたのである後藤系譜に

「抑奥州の留守職從四位上左近將監家景公より十五代の御裔孫伊達^{本苗}武藏守宗利君膽澤郡金ヶ崎^{留守}城に御座被成候所寛永六年己八月水澤城へ被相移其後正保元年福原除屋敷九十軒足輕人頭八十七戸共に指添永々拜領相成られしを以て福原足輕組始めて留守家の臣下に屬せり」

と記しなほその當時知行高に整理を加へたことを載せてある即足輕中より組頭役二人床頭役二人を任命し此れには知行田畑併せて高五百文の地を與へその他の並足輕には三百文の高を給しなほ持添高を三百

文と限り剰餘の地は水澤藩主の直領とし又は藩士に分配した水澤藩士の福原近傍に土地を有するもの、田畑に足輕善助分或は太郎右衛門分などいふ名のあるのは此の時迄この人々の持地であつたのを取上げて分配したものであると記してあるなほ系譜にはその次に切支丹類族として福原足輕組死亡の際の取扱方法を記して居る。

「一、福原組は切支丹類族の後裔なれば追年に至りても其血統聯綿相續きたる輩死亡し其届に及び候節は藩主より眞油六升鹽一斗を下げ渡し油は煎じ詰めに以て遺骸に洒ぎ鹽は柩に詰めるに用ふ此節藩主より檢使として類族役後目付並に小人衆一組外其町の組頭床頭及重き親類立會にて取仕舞ふ定則なりしが去る天保七年度飢渴己來此の例を廢す。

附言

類族役是は留守家藩中一般の人別を取調ぶる役人にて然らば人別調役と申すは至當なれども一着に福原の切支丹類族者に於て他縁組を爲せし者の其の行先迄も悉く取調ぶる役柄故類族役と稱せし譯にて他藩には斯る役名未聞かざる所なり」と記して居る。

蓋仙臺藩に於ても他藩と同様幕府の法令に従ひ切支丹信徒の取扱は信徒自身に對しては既に轉宗したるものと雖年々の改帳の姓名の側に切支丹本人と書き添へその子女にして父母信徒たりし期間に出生せるものはその姓名の側に本人同然と書き添へ本人同様の取扱をなすべきことを示しその以後の子孫は之を類族と名づけたものであるがその取扱は頗嚴密で隣藩南部など、比して徹底して居た様子であるされば福原は凡て類族の子孫なれば戸籍改めは他と異り至つて嚴重に取行ひその改役を特に類族改めと名づけその家族は勿論他へ縁付きたるものはその縁組先をも取調べ住所替せる際はそれをも記入し一般人民よりは嚴重なる取調べを行つたのであるその様式は後に元祿二年の膽澤郡類族改帳に就いての記事の際に記入することゝし茲には之を略する。

なほ類族の死亡の際の取扱法は頗嚴重のもので遺骸には先づ油を濺ぎ棺には鹽を詰め類族役後目付等の檢視の上假埋葬をなし置き更に幕府に届け出て許可を得て本葬送を行つたのであるその詳細なる手續に付きては江刺郡羽田村發見の古文書を後に添付すべきにつき茲には之を略するこの取扱法は福原に於ては天保七年迄引き續き同年の飢饉にて諸事節約の際鹽油の下附を廢止したのであるから此の規程發布の年代は不明であるが寛永頃からとすれば寛永から天保迄二百有餘年の間存続したものであらう。

以上を以て見れば現今の福原部落の住民の大部分は壽庵臣下の子孫で且切支丹信者の後裔たることは明確なることである同所に於ける切支丹に關する遺物並に遺跡も亦之を明確に證據立て、居る。

同所にある切支丹に關する遺跡は毘沙門堂觀音堂並に福原小路の南方に位するクルス場と稱する共同墓地であるこれ等の地點に關し後藤家譜に次の如く記して居る。

「一、福原小路内毘沙門の古社並に觀音堂一宇あり是は膽澤大風土記にも元祿の村書上にも享保十二年の風土書上にも取調べに揚りて居らぬものなり識者曰く尤是は無き筈なり福原は切支丹信者の末なれば昔年には神佛の像を造りて祀り置くべき由縁なし且毘沙門の社地は昔時天主堂の跡にして實は旁鐵列孟(不明原本)を祭り置きしを切支丹教全廢の後其の名を憚りて毘沙門の名稱に改めしなり追て爰に銅像の毘沙門一體を安置せしが是は至つて近年の鑄造物なり」

と記してある一般の福原住民も同地を以て昔の天主堂の跡であると傳へて居る次に觀音堂に就きては後藤家譜に

「一、觀音堂の佛體とせしは昔年マリア夫人の像を天主堂へ安置したるものにして其の後耶蘇教法全廢の後之れ異形の木像故速かに焼却すべしと命せられしも福原の菊池八三郎の先祖此の像を惜みて竊かに吾が宅へ携へ移し秘藏し置きしを享保の末年菊池氏宅地の東北隅へ一小宇を建て此所に移し子安の觀音と稱して三月と九月との十七日を以て祭日となし公けに參詣を仰ぎしに其の後寶曆四年の春長光寺廿九世靈山和尚檀用ありて福原に參りし折恰三月十七日の祭日故和尚も結縁の爲めとしてこれに參詣し彼の像を熟視して曰く扱是は頭飾の別なると着衣に差異あるを見れば觀音の正像とは思はれず抑觀音は正、馬頭、千手、如意輪、十一面、準提の六體に區別し此の外には子安杯とて赤兒を抱ける佛體は本來はなきものなり(中略)且つ今爰に在來の像は極めて古び損じたれば新に

觀音の正像を造るべし(中略)然るを福原組頭伊藤喜右衛門と云ふ人其の節和尚のはなしを聞き留め居て寶曆五年夏京都四條の佛工中川權之丞宗政と申す人諸國修業中羽州神宮寺の驛に止り居りしを水澤新横町龜屋五右衛門と云ふ者中川佛工を水澤に聘し愛宕へ寄附すべきアウン仁王の像を造らせし折幸機として伊藤喜右衛門も此の中川氏に誂へ如意輪觀音の像を刻ませ爰に寄附せしものと云ふ

以上の記事によれば現在福原小路のほゞ中央ほどの所に小路の南側に觀音堂が存して居るが系譜によればこれはもとマリアの像を觀音と稱して安置せるを寶曆五年に觀音像を新に作つて之に換へたと記してあるしかし今日はマリアの像は勿論その後安置したと云ふ觀音の木像も見當らない但し幅三寸長さ一尺ほどの板の一端に三寸四方ほどの木の函が取り付けられたものが堂内の柱にかけて安置されてある函は釘付けにせられ表には七觀世音と記し全然開くことの出來ぬ様にされてある裏面には

于時天明二壬寅十二月三十日造之 佐々木氏
重郡(花押)

と記されて居る(卷頭寫真參照)強えて函を開けば中には卷頭の寫真は示す如き小さき金屬の函に二箇のメダイ(寫真參照)がありメダイの面には

一はザビエルの祈りの姿が刻せられてあり一は聖フランシスコのステグマの光影が刻してある。

之によつて察するに該觀音は福原の住民は官憲の抑壓のために一時轉宗したものゝ中には全く昔時の信

仰を抛棄し得ぬものがあつて昔時の天主堂内に安置せるマリヤの像を隠し置き観音と稱し堂を建てたのであつたが僧侶に観音の像にあらざることを看破された結果一時観音の像に交換して見たもの、昔時の縁由を聞き居る子孫は其の儘に観音像を止め置くことが出来ず天明二年には竊に隠し傳へたるメダイを函に嚴封し前記の形のものに作りて観音像と代へたものと推せらるゝのである。

(函ノ作り主ハ佐々木四郎兵衛ト云ツタ人デ今ソノ子孫ハ福原ニ住ンデ居ル)

次にクルス場と稱する共同墓地であるがこれに就いては後藤系譜に壽庵が臣下一同に切支丹信徒たるべき血判の誓紙を出させたる後設けたるものであると記載してある即後藤系譜には

「又この折福原小路の南方直徑五町を隔て、各戸の墓所を設く地盤大凡七百餘坪名附けてクルス場と云ふ是は法教人の墓所なるによりカラハリ山を形どりて名とせるを然るに耶蘇宗門嚴禁の後字義を憚りて黒洲婆と書き改めたり」

と記してあるクルス場のクルスは葡萄牙語の (Cruz) で十字架の意なることは勿論である長崎市内にも大クルス、小クルス等の地名があるされば系譜にカラハリ山に形取りたるものであると云ふのは正しき傳へと云はねばならぬ此れに就きて想起せらるゝのは壽庵と布教事業を共にせるカルヴァリヨの靈名であるカルヴァリヨは即基督が十字架上の苦みを嘗めた刑場の名である系譜のカラハリ山である之によつて察するにクルス場の施設は系譜の記す如く壽庵就封當時直に設けたるものではなく恐らくはカルヴァリヨの勸説に基いたものではあるまいか同地域は福原小路の南に位する臺地で中間に水田となつて居る

東西に連る低地を挾んで相對して居る今も福原部落の共同墓地となつて居り周圍には松樹をめぐらして居る墓石の中に切支丹全盛時代のものはないかと緻密に搜索したが寛永前後のものは全く存せず従つて嘗て京都で発見された様な信徒の墓石はない福原小路のものは轉宗後一同水澤町長光寺の檀徒となり皆禪宗の戒名を受けて居る後藤系譜にも先祖後藤隼人信業は壽庵の從臣であつたが

法號 憲法隨應禪定門

寛永十九年三月十六日

と戒名と命日とを記して居る察する所改宗以前の死者の墓石は必ずあつたに相異ないが破壊したが隠匿したものであらう。

次に禁教時代の遺物として福原部落に現存して居るものに就いて記載する同部落からは數多のメダイが発見されて居る畑の中から發掘されたものもあり煤掃の際床の下より発見したといふ古い袱紗に包まれたものもあり前記觀音堂に安置せられたものもあり前後十數箇に上つて居る中にて壽庵居館の附近より発見せるもの三箇は火災のためにその他は諸方に散佚し余の大正二年に同地に赴ける際にはなほ同地の諸所に保存せらるゝものを集むれば七八箇ほどあつたが現在では同地には僅に四箇外に余の手元に一箇都合僅に五箇存在するのみとなつたのは頗遺憾のことであるその中の二個につきて當時の手帖の記事を抜萃する。

メダイは凡て青銅製のもので長徑鯨尺にて約四分五厘短徑約三分五厘の小楕圓形をなしその左右上下に

突起があつて十字架の形をなして居るなほ上方の突起は他のものより長くして横に穴がありこれに紐を穿つ如くなつて居るこの中の一は二人の天使が聖體を尊崇する圖で天使の携へたるものは蠟燭であらう裏面には文字がある即

Lou na do seja O Sanctisso Sacramento.

と記されてある西班牙語で「神聖體奉領の儀式は禮讚されてあれ」との意である其の二は *IHS* 即救世主の符號と或聖人の禮拜を行ひ居る姿で裏面は聖體が描かれその周圍に一のもの裏面と同様の文字が記されて居る。其の三は表に聖母マリア像とその上に曉の星があらはされて居り裏面には上部に (*S. Jac.*) 下部に (*Roma*) の文字がある中央に描かれた聖徒はヤコブをあらはしたものである傳説によればヤコブ西班牙に航し福音の宣傳に従事したが此の所に在住せる猶太人に阻められその志を伸ぶることが出来ぬ懊惱してサラゴツサ市に於て神靈の冥助を祈つたが忽然ヤコブの前面に建てる白蠟石の柱上に聖母が圓月の如き光を帯びて出現し「爾は落膽するを要せぬ望はやがて達せらるべし速にこの地に神の殿堂を建てよ」との託宣を受けヤコブ驚喜して遂に一聖堂をこの地に起した爾後福音は普くイベリア半島を露被することとなりヤコブは西班牙保護の聖者とせらるゝに至つたと稱せられて居るメダイはヤコブの聖母を拜する圖であらう。

以上は壽庵の居住地に於ける切支丹の遺蹟遺物の現在迄に發見せられたものであるが當時斯くまで傳播

せる切支丹宗は必ずや壽庵の領地並にその附近にもその踪跡を残さねばならぬ筈である吾人は年來これにつきても搜索の眼を見張つて居たがその發見せる所のものゝ中壽庵の住地膽澤郡の分とその附近のものだけに就いてこゝには記載することとする。

壽庵の領土並に其の附近に於ける切支丹の遺蹟遺物

奥羽の切支丹信仰の最盛期は關西地方に於てはその衰頹期に轉せる元和年間であつた而して徳川家光が就職後の禁令の結果壽庵等が處分を受けた後も島原の亂後將軍がその雷霆の威力を振つて禁絶に従事せる迄は奥羽處々に切支丹の隠れたる信仰が行はれて居つたのである其の證左の一と見るべきものは契利斯督記に明曆四年六月十六日に記せる「吉利支丹出申國所之覺」といふを擧げて居るが其の中に

奥州

松平陸奥守領分仙臺ヨリ廿一年以前寅年日本伴天連□□ベイトロ (他ノ場所ニキベ／＼ヘイトロト

アリ) マルチイノ市左衛門。南蠻伴天連フランシスコ孫右衛門、シニアン、パウチヌズダ以上四人

出申候其外宗門ノモノ多ク出申候侍分ノモノ七八人モ出申候此所ニ先年切支丹寺御座候

と記して居る明曆四年より廿一年前の寅の歳と云へば寛永十五戌寅の年を指すもので島原亂平定の時である即壽庵等の處分せられた後十五年後にも仙臺より數多の切支丹が出て宣教師さへ四人も出たのであるその外會津の保科氏の領土からその臣岡野越後が切支丹故その家來は大概切支丹で殊に猪苗代の人民

は殆切支丹であつた従つて宗門のもの多く出て内侍分のもも五六人出てた旨を記しその他二本松盛岡白川三春等からも多く出て内侍分も二三人乃至四五人出て居ることを記して居るなほ縣内所々に發見せられる古文書類にも此の趣は明かに知られるのであるが茲には此れを省略する。

斯る状態なれば壽庵を中心として切支丹宗の盛に行はれた膽澤郡やその附近の地に當時の跟跡をたどるべき材料の必ず存すべきことを考へ種々搜索の結果今日迄に得た材料は相當の數に上つて居るが此所には膽澤郡附近に限り左のものにつきて記述することとする。

元祿六年膽澤郡古切支丹類族存命帳斷簡並に

同 年の同郡水澤町人別改帳斷簡

同 年磐井郡古切支丹類族存命帳山目村分
市野々村分

西磐井郡萩庄村字外山に於ける切支丹墓地

江刺郡黒田助村古切支丹類族二季一季

本帖(享保五年調製)

同村轉切支丹孫惣の子長次郎埋葬手續に關する古文書

膽澤郡白山村發堀のメダイ

同郡前澤町字目呂木に於ける遺蹟

以下遂次これにつきて記述することとする。

(イ) 元祿六年膽澤郡古切支丹類族存命牒斷簡

徳川家光以來禁教令は水も漏らさぬ周密さを以て厲行せられたが人心の奥に深く浸透する信仰の力は之を根絶することが容易ならざるものであつたと見え五代將軍綱吉の時に至り更に厲行の命令を下したことは史上に見ゆる所であるこの牒簿は蓋その影響として生れたものであらうこの帳簿も萩庄村發見の磐井郡古切支丹類族存命牒も同一に元祿六癸酉年六月晦日と記されてあるこれによれば仙臺藩に於ては綱吉將軍の禁教厲行の意を體して領内の切支丹類族の當時存命せるもの、戸籍簿を作り爾後その子孫の出生養子縁組住所變更死亡等一々この帳簿に書きこむこととしたのであるこの帳簿はもと膽澤郡の大庄屋をつとめたことのある舊家にあつたものをその親戚が貰ひ受け襖の下ばりにして居つたものを此れがはり換への折發見せられたものであるから落帖のあるは勿論紙も所々切り取られてあるのは甚遺憾であるこれによれば膽澤郡内各村に切支丹宗徒のあつたこと、當時の禁壓方法がよく知られるのである。今その姓名住所轉宗又は所刑年月を左に表示することとする。

元和九年轉宗

膽澤郡若柳村百姓

善兵衛

同 年轉宗

同 郡鹽釜村百姓

某

寛永四年轉宗

同 郡同 村百姓

藤右衛門

同 十六年轉宗	同 郡同 村百姓	清左衛門
同 年轉宗	同 郡都鳥村百姓	平右衛門
同 年轉宗	同 郡相去村百姓	次右衛門
同 二十年釣殺	同 郡若柳村百姓孫右衛門下男	小右衛門

以上は斷簡であつて膽澤郡全部を通覽することを得ないが帳簿の殘存するだけの部分によつて覽る時は何れも後藤壽庵の領地若くはその附近の住民で獨次右衛門といふのが稍距つて同郡の北端相去村の住民なだけである而してその轉宗の年代を見れば三代將軍家光が就職した元和九年から島原亂平定の翌年寛永十六年に亘る間てたゞ獨若柳村の小右衛門と云ふのが壽庵等の所分を受けた元和九年以後二十年島原の亂後五年間も隠れて信仰を繼續し寛永二十年に釣殺されて居る。以上を以て推測すれば膽澤地方に於ては各村一般に切支丹宗が傳播しあつたが多くは家光就職の頃より島原亂後間もない頃に於て轉宗したものと見て差支あるまい次には元祿年間五代將軍綱吉の時の禁教方法を知るために類族改帳の様式を記入することとする。

同帳簿は前にも記せる如く最初に昔切支丹たりし祖先の名とその轉宗又は處分を受けた次第を記し次に元祿六年六月晦日現在のそれが子孫の姓名宗派年齢現在の身分職業住所等を記し置き以後その動靜を監視し置き本人の病死子孫の出生結婚養子縁組住所替等ある毎にこの帳簿に書き加へべきかくて切支丹類

族に對しては不斷の注意を怠らぬ様取計つたものである左にその一例を記載することとする。

一、古切支丹
小右衛門

釣殺

此者膽澤郡若柳村百姓孫右衛門下人にて候處、寛永二十未年切支丹宗門之由、於江戸訴人有之付而被遊御僉議候處、邪宗門紛依無之同二十未年七月十八日年齢不知、釣殺被仰付由に候、父母舅姑相
知不申候

と先つ切支丹本人を記し次に元祿六年六月晦日現在のその子孫を記載するのである。

小右衛門女、本人同然

一、おと

淨土宗膽澤郡前澤村
當酉六十歳

専念寺旦那

と記したる後このものゝ嫁き先並夫清六の死後更に三五郎なるものゝ後妻となり三五郎の死後更に孫惣なるものに嫁したる旨を書し（これは本紙の一部切取られあり前後の關係より判讀したものである）なほ其の名を棒引して「元祿十六年十一月十三日病死」と後から書き入れを施して居る。

この本人同然とあるは本人即切支丹宗徒たりしものゝ未轉宗せざる時代の子孫の取扱方法を云ふので本人同然に嚴重の取扱を要すべきものとの義であるこの（おと）は元祿六年即當酉に六十歳であるとしてあるから父小右衛門の釣殺の刑を受けた寛永二十年には十一歳の少女である譯て即本人同然の取扱を施すべきものに當るのである棒引して死去の年月を書入れしてあるのは官憲にてはそれまでは年々監視を怠

らずその動靜を注意して居りその死去の際は直に帳簿より削除するものであつたことがわかるなほ年々の改めは別に古切支丹二季一季本帖と稱する類族の戸毎の簿冊を備へおきて取調べたものでこれは後に記すこととするおとより以下は「類族」と標題して次の如く記して居る

元祿拾年九月三日病死

小右衛門孫、本人同然おと嫡男

一、小兵衛 宗旨旦那寺 右同斷

當酉三十九歳

此者繼父孫惣一所に罷仕候

但死後之首尾仕候儀は其所より直々に申上る者にて候

本人同然おと二男 元祿十五年正月九日病死

一、八助 宗旨旦那寺 右同斷

當酉貳拾貳歳

此者父孫惣一所に罷在候

但死後之首尾仕候儀は其所より直々申上者にて候

と記してある「小右衛門孫、本人同然、おと嫡男又は二男」とあるは切支丹本人小右衛門の孫て本人同然の取扱を受くべき其娘おとの嫡男であることを示したものである「但死後之首尾云々」とあるは死去の際類族の埋葬規程に従つて所置することは此帳簿を監する膽澤郡鹽釜村（現今の水澤）の大肝入の

手を経ず住地同郡前澤村に於て手續をなすべきものであるとの意であるこの以下數多の類族の名は悉くこの形式で載せてあつて最後に

計何人

内本人一人死失

本人同然何人

類族 何人

と合計を書し次に左の如く記入するが法式である。

右之通此段御改に付而類族存命之者相改書上仕候通相違無御座候。右類族之内病死仕候は、村肝入檢斷親類五人組立合見届疑敷儀於無之者、兼而之旦那寺に而土葬取置書上證文寺證文共御案詞之通相調、御代官御註進御役人様を急度差上可申候。若自害自縊喧嘩殺害闇討溺死焼死惣而横死仕候はば死骸取仕廻不申、早速御代官様御註進御役人様を御註進申上、御檢文申請、御指圖を以て取置可申候。右本人並父不轉以前之子本人同然相付、書上可申、帳面之外一人も無御座候。若隱置、後日顯申候か、死後之首尾相違之儀も御座候は、如何様之曲事にも可被仰付候

前記の文によれば元祿六年に於て各村の切支丹類族存命者は悉く記きあげ同時に

(1) 類族に死者ある際は

(イ) 若し普通の病死の場合に於ては村肝入檢斷並に親類五人組立會ひ疑しき廉なきを見届けたる上旦那寺に土葬に附し何等疑はしき廉なきことを見届けたりとの證書(書上證文)に寺の住職より出す寺證文を添へて代官より指定せらるゝ役人に届け出すこと

(ロ) 若し類族横死の場合には遺骸はそのまゝになし置き代官指定の役人に届け出てその臨檢證書を受けその指揮に従つて死體を所置すること

(2) 信徒並に信徒の子孫は信者たりしものは本人と割註し本人轉宗以前の子は本人同然と肩書しその他は類族とし一人も残さず書き上ぐること

の諸事項を親類五人組村肝入の連帶責任とし切支丹信徒の絶滅を期したことが見える殊に切支丹本人又は本人同然の死者埋葬の際切支丹宗の儀式の形跡のよくあらはるゝ事實に着目し檢視の取扱を嚴重にしたことが見えるなほ以上の人々の連帶責任を以て取扱ふべき事項として次の事柄を書き加へて居る。

- 一、類族出生之子、養子、婚儀、住所替等毎年公儀を被遊御書上之條御格式之通、其時々書上可仕候。勿論六月、十一月晦日に相定、二季證文指上可申由、相心得奉存候。右品之者時々書上可仕、延引仕候は、如何様にも可被仰付候
- 一、本人同然病死御註進證文は、別紙差上申候。且又類族之者常々の行跡、只今迄疑敷儀無御座候。若訴人も御座候は、急度可申分候以上。

以上の文によれば親類五人組村肝入の連帶責任に更に左の三項を加へて居る。

(3) 類族の戸籍上の變化即子供出生、養子縁組、居所移轉等に付きては六月晦日と十一日晦日の二季に届け出ること

但その書式は仙臺藩より幕府に届け出づる書式に準據すること

(4) 本人同然のもの病死の際は特に特別の届出書を差出すこと

(本人同然病死の際の届書の手續は江刺郡黒田助村の長次郎と云ふものゝ届け出てを後に記載することゝするを以てこゝには之を略する)

(5) 類族のものゝ行跡を監視し疑しき廉なきことを證明すること

上記の如き義務を負はしむると共に若し違背する際は如何なる處分を受くるも違存なき旨を誓はせ次の如く連署せしめたのである。

(轉切支丹都鳥村平右衛門の場合の連署者)

膽澤郡都鳥村百姓

孫右衛門(印)

同村百姓親類

長四郎(印)

元祿六癸酉年六月晦日

五人組 孫兵衛(印)

同 甚内(印)

同 長吉(印)

同 久三郎(印)

同 正八(印)

同村肝煎 藤右衛門(印)

大肝煎 松本七右衛門(印)

小林半之丞様
守屋文左衛門様
木川田源介様
手戸勘兵衛様

蓬田市之允様
遠藤九助様

即元祿年間の禁令は切支丹信徒の子孫を悉く書き上めしめ帳簿に記入しハき親類五人組村肝煎連帶責任の監視に附してこれが根絶をはかつたのである。

次に元祿六年膽澤郡鹽釜村今の水澤町の人別改帳斷簡は前記の類族改帳と同様に襖の下ばりから發見せられたもので従つて斷簡ではあるがその中に同地の類族は上記の外なほ以下の人々のあつたことが知られる。

大町	兵藏	外家族四名
横町	太兵衛	外家族三名
同町	庄助名子平七	外家族三名
立町	小肝煎五郎助	家族 <small>(紙切取ラレ アッタテ不明)</small>
柳町	惣助	外家族四人

其他所々に類族の名の一部又は各町の人數の總計中に類族の數の散見するものがあるも斷簡のこととして明瞭に町名や家族數の知られるのは前記載のもののみである。結局今日の膽澤郡水澤町に於てはさきに記せる壽庵の居地福原部落の外に市街地をなせる部分に於ても殆全町に亘りて切支丹信徒の存せること

は此れによりて知られるのである。

次に磐井郡山目村並に市野々村の類族につきて記すこととする。

(ロ) 磐井郡古切支丹之類族存命帖 山目村分 市野々村分

同帖も元祿六癸酉歲六月晦日に調製せるもので(現在西磐井郡萩庄村長穂積氏藏)同地方の切支丹の分布を想見する材料となるものである同帖に載せられて居る古切支丹は左の如くてある。

- 磐井郡(現今岩手縣西磐井郡)山目村 百姓 藏 人
- 同郡市野々村(同西磐井郡萩庄村字市野々) 百姓 助 右衛門
- 同 二 兵 衛
- 同 惣 左 衛 門
- 同 甚 右 衛 門
- 同 與 左 衛 門
- 同 與 藏
- 同 孫 左 衛 門
- 同 喜 兵 衛

これによれば西磐井郡地方にも切支丹宗信徒の蔓衍せることが知らるゝのみならずその轉宗は寛永九年

或は十六年等で禁旨令の厲行せられて後迄も存在して居つたことが知られるなほ他に面白きことは切支丹類族はその以外の人々より嫌忌せらるゝ所から多く類族同士の縁組を行へる結果その縁組先によつて他地方にも切支丹の蔓衍する状態が本帖によつて知り得らるゝ事である。

- 磐井郡奈良坂村 百姓 轉切支丹 將 監
- 栗原郡菱沼村 百姓 轉切支丹 二 兵 衛
- 磐井郡金澤村 百姓 古切支丹 縫 殿
- 同 郡山目村 百姓 轉切支丹 越 中

市野々部落は山間にありて世人の耳目に觸れ難き地方なれば比較的後迄切支丹宗門の竊に行はれたるものらしく同部落に切支丹穴と稱する窟ありて切支丹信徒の密會所であり近き頃までは窟の上部に於て煤烟をも認むることを得るのであつたが崩壞のため今は原形を失つたと傳へて居るなほ同部落より西方に當り一丘陵を越ゆれば同じく萩庄村外山(ソデ山)部落であるが此所に切支丹の墓と稱するものがある次に之を記載することとする。

(ハ) 西磐井郡萩庄村字外山に於ける切支丹の墓地

同地に於ける切支丹の墓地と稱する地域は西方に高く東北に低き丘陵の東側にあつて

寛文六乙巳年

正肝心道要居士

八月十三日

一類

蜂谷内記 供養

平四郎	戸之助	吾兵衛	善兵衛	五代孫
惣内	彦左	六兵衛	左内衛	施主

と記された高さ約七尺幅三尺ほどの自然石の碑がその中央部に建てられてありその裏面には

寛保二年四月七日立

と刻まれて居る（寫眞参照）その附近には數多の墓石があるその中に秋庵道公禪定門元祿六年八月十二日孝子敬白及び妙聲禪定尼元祿六年八月二十一日孝子敬白等の供養碑と思はるゝものや延享元文等の墓石を始め多くのものが存する。

この蜂谷内記といふは西磐井郡一關町生れのものでこの外山に隠れて切支丹宗を弘めこゝて死去したもので生前は遠方よりも信徒の潜行してこゝに至り教を受けたものだと思ふ傳説が存するこの供養碑面に刻せられた寛文六乙巳年八月十三日はその命日に相異なくさすればその死は島原の亂の平定後二十八年にあたるわけて恐らくはこの長き年月に亘りこの山間には切支丹宗の信仰が潜かに行はれたものと思は

れるなほ一類として平四郎以下九人及び五代の孫施主左内がこの碑を立てたは寛保二年四月七日とすれば内記死後七十六年である現在の内記の子孫と云ふはこの墓域の南方に住んで居る蜂谷定右衛門と稱する人でその墓地は他に一箇所あるが多くの墓石の上部は正が刻まれて居りなほこの地方の他の墓石にも同様に刻まれたものが多いのは注目すべきことである傳へてこれは十字架に類する所より刻んだものであると云はれて居るなほ西磐井郡一關町富永氏所藏の同藩切支丹所備附の享保五年の古切支丹類族存命御改帳の一關村上黒澤村下黒澤村の分に附きて調査すれば前記蜂谷内記は寛永六巳年轉宗し隣村宮城縣栗原郡赤兒村禪宗玉泉寺の旦那となり寛文二寅年八月七日八十五歳にて病死せる旨が記されてある。碑の寛文六年八月十三日とあるとは死亡年月は符合して居らぬが建碑者の十一名は悉く類族として同帳簿に載せられてある。即五代の孫左内始め平四郎は内記の曾孫で建碑の時は四十四歳戸之助も同じく曾孫で七十四歳五兵衛は戸之助の子内記の玄孫で六十三歳に當る類であるされば建碑者達は年々類族として取調べられその祖の内記は切支丹信者であることを熟知しながら斯る供養碑を建てしかも碑の上に正字即切支丹宗徒が古代に於ては Gannadion 又は Fylot の名稱のもとに十字架の徽號とせるものを刻せるもので佛教に於ても同字の使用せらるゝを幸として故意に此れを刻せるものにあらぬかと思惟せられ同地に於ては長く潜伏切支丹の存在せる傳説と相待ちて注目すべき事項と考へらるゝのである。

(=) 江刺郡黒田助村古切支丹之類族二季一季本帖並に本人同然長次郎埋葬手續に關する古文書

壽庵の住地膽澤郡水澤町字福原はその東方約三十町にして北上河畔に達する河東は江刺郡羽田村と云ふのであるが此所にも切支丹信徒のあつたことは江刺郡黒田助村古切支丹之類族二季一季本帖が現存するによつて知られる黒田助は現今羽田村の一部落に編入されてある此所に切支丹信者の助惣と云ふものがあつたがその子の長次郎は父轉宗以前の出生で制規によつて本人同然の取扱を受けその子孫は類族として直系のものは六月と十一月の兩度縁の隔りたるものは六月に年一度の取調べを受けたのであるその取調帳は古切支丹之類族二季一季本帖と題目が附けられてあるこれは享保五年の調製て其の後、年二季の取調べをなして類族の子孫の出生結婚、養子縁組、住所替あれば一々之を書き加へ死亡者あればその姓名を棒引して死亡年月を記入したものであるこれは享保五年に始まつて安永六年十一月迄五十三年一百六回に亘り繼續して行はれ毎度調査に來た官吏はその都度何年何月御改何之誰と帳簿内に記入しその上部に認印を捺して行くのであるかくて安永六年八月十八日切支丹本人助惣の曾孫助五郎の死去によりて類族と見做すべきものが全く喪失に歸する迄取調べたのである帳簿の體裁は寫真版によつて窺知すべきである斯く年二季又は一季五十三年間に亘つて類族は連續的に官憲の調査を受け且類族の親戚五人組村肝入より連帶責任を以て類族の動靜並に身上の變化を同じく年二季報告するのであるから流石に深き根底を人心の奥に印した切支丹宗の信仰も根絶に歸さねばならなかつた消息が了得せられるのである。なほ切支丹信者の子孫の死者埋葬の手續は嚴重を極めたものであるが幸に此の村に於て轉切支丹助惣の

子本人同然長次郎の埋葬に關する手續の古文書が存して居つてこれによつて詳細を知ることが出来る左に同古文書を載することとする。

江刺郡黒田助村百姓
轉切支丹

一、助 惣

右助惣嫡子父不轉以前之子本人同然

一、長次郎

此長次郎儀黒田助村百姓にて御座候

右長次郎儀元祿四年正月二十一日五十四歳にて病死仕候に付拙者共御引添死骸鹽詰に仕御印符を以被相渡候儘に受取且那寺江刺郡黒田助村曹洞宗長松庵墓所へ御印符の儘埋置申候追而被仰付候節右且那寺を以葬の作法相調證文寺證文共無滯急度指上可申由相心得奉存候以上

江刺郡黒田助村百姓長次郎婿

長 作

同村百姓文藏名子右長次郎弟

助 作

同村百姓長次郎親類

文 藏

元祿四年正月廿四日

- 五人組
- 次右衛門
- 同
- 喜右衛門
- 同
- 與兵衛
- 組頭
- 五左衛門
- 肝煎
- 喜兵衛
- 江刺郡大肝煎
- 小松原三郎兵衛
- 同
- 菊池又右衛門

練生川戸右衛門殿

同様の届書は且那寺長松庵より前記練生川戸右衛門宛に差出されてありその後十五日を隔てたる元祿四年二月九日付にて本埋葬の許可ありたるによりその手續をなせる旨の届書が前記死者の親族五人組組頭肝煎大肝煎連名を以て差出されてあり且那寺長松庵よりも同様の手續を了して居る此れによつて當時本

人又は本人同然のものゝ死去の際の手續が知られると共に江刺郡にも切支丹の傳播せることが知られるなほ同郡岩谷堂町にも七人ほどの信者の子孫が年々類族として取調べを受けて居る古文書が存在してあるがこゝには此れを略する。

(ホ) 膽澤郡白山村字合野々發堀の切支丹に關する遺品

膽澤郡には前記の外なほ所々に夥しく切支丹宗徒の瀾漫したことは疑ふべからざる事實であるがその跡が今日殆ど滅して之を知るに由なきことである但幾何かの材料が發見せらるゝにつれ片鱗によりて龍蛇の全形を臆氣ながら推測せらるゝのである白山村發堀の遺品も亦斯る性質の資料である。

白山村は後藤壽庵の居所福原の東南約二里を距てたる北上河畔の一村である同村合野々の部落に於て明治八年數多のメダイが發堀された發堀者はその箇所に發見に關する記念碑を建て、ある(これは先年史蹟調査員小笠原謙吉氏によつて報告せられて居る)

明治八年六月二十八日採攷

瑪利亞 聖像採堀之碑

發見者 鈴木隆治建之

遺品はその後發堀者の宅地内に一小祠を建てこゝに安置して居つたが火災のために全部失はれたことは甚遺憾に堪えぬことであるその當時の實見者現白山村長鈴木儀一郎氏の言によれば遺品は玻璃器の中に

封入せられてあつたが器物は鉄のために粉碎せられたの中には種々の形のメダイ及三寸ばかりのマ
 リヤの像と思はるゝもの並に珠數玉（コンタチなるべし）が存してあつた元來この地は發掘者鈴木隆治
 氏の所有地でもと同家の屋敷地であつたが同家は他に移轉し畑地となつた以後もその中の數十坪の地は
 常に清淨になし置き歳の始めには供物を備へて之を拜し之を堀れば大蛇が出現すべしなど云ひ傳へて
 居つたと話して居る實物は失はれたが幸明治九年佛國宣教師ア、ベリオス（MGA. Perlioz）氏（本年八
 月迄函館司教の職に居られた）遺物を一見しその一部を携へ歸りて寫真となし置けるものがあつた巻頭
 に掲げた（寫真版参照）は即それである。

然らばこの遺品を使用せるものは誰れてあつたかの問題であるがこれにつきては同村の舊家鈴木長雄氏
 所藏六日入邑傳記に次のことが記してある（この記録は同氏の祖先鈴木常雄氏の手記で同氏は膽澤郡の
 大庄屋をつとめ學識のあつた人で仙臺藩の儒者田邊希文や蘆東山等とも往來し和歌には殊に優れて居つ
 た該記録は明和七年三月下旬に記せる旨を書して居り信を置くに足るものである六日入村といふは合野
 々の所在地の舊名で今は白山村の一部である）

一、古屋敷 合野々に跡存す

常雄云往昔藤戸十左衛門と云ふ人あり切支丹に組して罪に處せらる寛永中なり下中多く住居して
 俱に切支丹類族たる故に寛永十七年四月依 公命十九人斬罪於仙臺十一人在所同罪次に闕所の者九人

行方知れずと云々皆これ等の人の住む所が白山權現社前に池あり水底人骨を拾ふことありと疑らく
 は右罪人を投捨せる處か據ある故爰に載す

と記してある藤戸十左衛門は如何なるものか不明であるが寛永の頃は此の地方は伊達政宗の領地である
 から無論その臣下の封をこゝに受けたるものであらう池底の白骨は如何なるものなるか勿論不明で
 あるが白山權現は切支丹遺品發掘地の東方一町ほどに現存する社である。

なほ白山村中に大塚と稱する所がありこゝに切支丹信徒の所刑せられたものが埋められたとの傳説もあ
 りそこに供養塔がある。

萬 靈 塔

天明二年六月二十三日

施主 和七郎 喜惣右衛門

と刻まれてある寛永の所刑者に對して天明に於て供養塔をたてたものであるか或は天明の饑饉の死者な
 どの供養塔であるかなほ穿鑿を要すべきものである。

なほ此の附近に於ける切支丹の遺蹟と認むべきものは白山村の南方約二十四五町を隔てたる前澤町字目
 呂木の遺蹟であるこの地の杉と稱する地點（現在遠藤留藏と云ふ人の宅の東の畑地）から先年メダイが
 發掘せられたと云ふことであるが散佚して今傳はつて居らぬのは遺憾なことである遺品は現在生存せる

故老の實見せる所でこの地の切支丹遺蹟たることは正確なことである。

以上見れば奥羽の多くの地方に於ては元和年間の頃切支丹宗が漸く傳播し一時普く各地に蔓延し本縣の南半部に於ては後藤壽庵等はその中心人物となつて居つた元和九年以後禁教令が厲行せられ殊に島原の亂前後より殆全く絶滅に歸したことが窺知せらるゝのである。

なほ此の外縣の南半部に於ては西磐井郡の南端、流地方と稱する地域の諸村落及び東磐井郡の諸町村並に縣の北半部舊南部領にも切支丹信仰は相當に瀾漫したのであるが茲には之を略することとする。

壽庵堰の開墾事業

後藤壽庵の名が今日地方人心に深き印象を與ふことは切支丹信徒としてよりも寧ろ壽庵堰開墾者としてである。

後藤系譜によれば壽庵はその襲封後邑内の高所三分森に上つて四方を眺望し邑南に荒蕪の平野あるを認め開墾を思ひ立つたが慶長十九年大阪冬陣より歸りたる後愈具體的計畫を立て元和三年春より膽澤川上流を開墾して水をひき前記の曠野に水田を起し更に既成の水田の灌溉水を充分ならしむることに従事した壽庵は運轉機を用ひて溝を穿ち巨石を水路の左右に壘み頗長距離に亘つて溝渠を開墾したが其の溝は膽澤川の上流若柳村金入道に起り同村二枚橋といふ所にて二渠に分れ一は南東に赴き更に東に轉じて北上川に流注するもので之を上堰と稱し一は東流して遙に北上川に會するもので之を下堰と稱するのであ

る上堰の灌溉區域は主として若柳小古城前澤の一町三ヶ村に亘り下堰は若柳南都田水澤眞城白山の一町四ヶ村を潤して居る今左に灌溉區域と現在のものとを記載することとする。

此の溝渠の恩澤は同地方の人民の三百有餘年の長年月に亘り深き印象を止め來つた所で殊に水旱の際に於ては同地方に限りて少しの苦楚を嘗むることのない所から口を極めてその都度壽庵の功績を稱へて居る現今は水利組合を起して溝渠の修理浚渫等の事務をとつて居り同組合に於ては水の取入口に於て紀功碑を建設して居る始め壽庵の工事を起せる際如何にしても膽澤川より水を導くことに成功せぬ百方苦心の結果天帝に祈請を籠め更に工事を繼續したが遂に素志を達することが出来たこれによつて領内並に附近に俄然切支丹信徒の増加を見たと傳へられて居るなほ工事に付きては運轉機を用ゐたと云ふことであるが如何なる装置のものであるか今日これを知る術がない恐らくは外國宣教師の助力を得たてはあるまいかとも思はれる。

なほ後年壽庵の事業を繼續して更に工事を施して溝渠の下流地方の灌溉に便益を與へた二人の功績者がある同郡古城村の人千田左馬並に前澤町字目呂木の人遠藤大學の二人である左に明和年間膽澤郡大肝入をつとめたる鈴木常雄氏の手記より左馬の子孫が其功績を賞せられた時の記事を載することとする。

要害屋敷關村肝入

左馬

右左馬儀當村肝入役相勤罷在候所當村その時代天水所にて年毎田地旱損仕候處猶寛永元年大旱にて御百姓露命相續甚難澁に罷成候を嘆ヶ敷事と奉存翌二年五月其身一分に存立當郡上伊澤若柳村壽庵堀捨り居り候所を數萬軒の處堀り通し當村用水堰に取立申候處他村よりも古堰用水無心申度由にて追々人數も相加へ候てその堀通し御田地六百三十二貫文餘之用水に罷成乍恐 御上様の御益且又御百姓數百人の助けに罷成り候につき左馬子孫之者に御槻(?)作等にて被成下度由右水下水村々より享保七年四月願申上候所 御上様にも其功を御賞被成下右左馬子孫伊右衛門と申者持高田代之通本御銘より五斗も御銘下に被成候事

右左馬死去年月等相知不申候

と記してあるされば壽庵の脱走せる元和九年後間もなく溝渠の手入行届かず壅塞せる箇所出で灌漑不充分となれるを左馬が自力を以て浚渫しなほ新に枝渠を穿ちて今の古城村一帯に水を通し他町村のものも之に力を添へて各自の田地に灌水するの便を得なほ古城の西前澤町方面に於ては遠藤大學の力によつて壽庵堰の水利に浴するに至れるものである前記大肝入鈴木常雄は深く兩者の功績を思ひ自力を以て紀功碑を立て仙臺の儒者田邊希文の選文を乞ひなほ建碑の顛末をその備忘録に記してあるがその碑は如何なりしが今は存じて居らぬ。

(本縣切支丹の史實はなほ各地に亘り調査せるものも存するのであるがやゝ繁雜に亘る嫌あるを以て此度は後藤壽庵を中心としてその附近の同事項に限つて報告することとする)

(附記)

仙臺に於て發見せられた古文書と
此れによりて訂正せらるべき事項

昨年十月半仙臺市に於て東北大學教授村岡典嗣氏によりて大形仙臺美濃紙を二つ折にせるものに認めたる古文書が發見せられ氏はこれつきの考證を雜誌改造の本年二月號に於て公表せられて居る。該古文書は簡單なるものではあるが仙臺市に於ける殉教者殊にカルヴァリヨ神父殉教に關する歐洲所傳と對照し人名等の誤謬を正すに重要な資料である。従つて余が舊稿も訂正を加ふることが必要となつたのであるがこゝには從來の原稿をその儘とし附記として訂正事項を記載することとした。(こゝに同教授の發見と公表とに對し厚く感謝の意を表する次第である。)

古文書

(表)

さりしたん御せんさく覺

伊藤次郎衛門百姓

大村ノ賀兵衛

和田主水百姓

掃部

同

金七

同

三九郎

三廻のあん齋

右何もつよく申はらひ候に付而右の者共火あぶりに仕候事

重而召捕候さりしたんの覺

高橋佐々衛門 お濱ノ者

野口二右衛門 豊前ノ者

若杉太郎衛門 但馬ノ者

安間孫兵衛 遠江ノ者

(裏)

小山正太夫 越前ノ者

佐藤今衛門 若松ノ者

長崎五郎衛門 なんばん人

次兵衛 死 相模ノ者

次右衛門 死 越中ノ者

右之者共色々いけん被申候得ともころび不申候に付大橋の下に水籠を仕入ころび申様に

と様々申付候へ共合點いたさず兩人ハはて申候相殘七人もはてさうも見え申候へ共壹人

もころび可申と申者無御座候以上

正月二日

此の古文書の正月二日は寛永元年の同月同日でカルヴァリョ神父一行の第一回の水籠の苛責に於てマチ
アス、次兵衛 (バジエスの Mathias Jifoye) シュリアノ次右衛門 (バジエスの Julien Jyemon) が先づ
仆れ拷問を一時中止して第二回を開始する間の記録なることは村岡教授の所説の如くて確に當時の古文
書たる事一點の疑を挟む餘地なきものと信ずる従ひてバジエス (クラセのもの) は誤謬多き故に記さぬの

Mathias Ifoye 併じ Ifoye は マチアス、次兵衛

(従ひて本調査報告三六頁六行のマチアス伊兵衛三七頁十行のマチアス治兵衛は當然次兵衛と改むべきである)

Julien Jiyemon は ジュリアノ、次右衛門

(本調査報告三七頁の五行ジュリアノ、喜右衛門同頁十行ジュリアノ、治右衛門とせるは同人と共に次右衛門と訂正するが正當であらう)

に相當するものてなほ正月四日の水責めに絶命せる七人を古文書にあてはむればバジエスの

Leon Gonyemon は 佐藤今衛門^{コンエモン}

(従ひて三七頁一二行のレヲ權右衛門は今衛門とすべきである)

Antonio Sazayemon は 高橋佐々(左か)衛門

(三七頁一二行アントニヨ作左衛門は佐々(左か)衛門の誤り)

Mathias Choiano はあまりに訛傳せられたる嫌はあるが

小山正太夫

(三七頁一二行マチアス忠彌はアチアス正太夫と訂正するが正しからう)

Andre Niyemon は 野口二右衛門

(三七頁一二行アンドレア仁右衛門はアンドレア二右衛門と改むべきである)

Mathieu Mangobioye は 安間孫兵衛

(三七頁一三行マテオ、孫三郎は書寫の際孫兵衛をかき誤りたるものにつきこゝに訂正する)

Mathias Tonoyemon は 若杉太郎衛門

(三七頁一三行のマチアス、藤右衛門はこの太郎右衛門の誤り)

に相當することが明瞭なれば従つて該調査書三七頁の人名は前記の(一)内の訂正の如く改むべきである。なほ前記の古文書によりて知り得たる面白き事はカルヴァリヨ神父の長崎五郎衛門と稱せること、日本人の八人の殉教者の何れもが他國のもので中七人はしかも遠國の者でありしかも次兵衛次右衛門二人を除きては名字を有せる上より武士であつたらうと思惟せられることである。此等は次右衛門を除きて凡て嵐江の鑛山に於て捕縛せられて居る。先年嵐江の谷の奥に鑛山の廢坑を調査したのであるが膽澤川の一支流前川の水源地に鑛坑や鑛夫小屋の敷地址や墓地の址が存することを確めた。前記の人々は嚴酷の限りを盡したる迫害を避け諸方より集り來り鑛夫として此の地に隠匿しカルヴァリヨ其の他の神父と氣脈を通じて信仰を持續したものであらう。同地は避遠を極めたる深山の奥で深く水に刻まれたる谿谷の兩岸は至る所高き懸崖を作り谷底より橋柱を立てることの困難よりして所々に此の地方で箴子橋^{ササゴ}と稱する一種の危橋を架して往來する所である。彼等は斯る山谷に於て身分ある身ながら而も鑛夫となり信仰

を持続したのである。實に彼等の捕縛の際より殉教の斷末魔に至る迄の見上げた行動は此の古文書によりて始めて首肯かるゝのである即彼等は多く武士でしかも轉宗を肯んせず諸國より信仰持續のため此の山間に集り來れる鉄中の鐙々たるものであつたのである。

なほ三廻のあん齋の住所は三迫とも讀まれると村岡教授が記されてあるが（古い記録には一迫二迫三迫等の迫の字を適又は廻にかき誤れるものも往々見受けられる）さすれば宮城縣栗原郡三迫で同地は岩手縣の南端に隣接して居り相當に切支丹信徒の瀾漫した處で兩地の信徒間には縁組もよく行はれた事實は古文書によりても知られるのである。なほ三迫梅崎は舊岩城家（岩手縣江刺郡岩谷堂の領主）の領地であるが同地の切支丹信徒の子孫で足輕であつたものが切支丹類族たることを免るゝため身分詐稱をなして物議を醸したる際の古文書も存して居る。此の地方に斯く信徒の多きはヨハネ安（？）齋がカルヴァリヨ神父の宿主となり此等の人々によりて直接間接に福音が宣傳せられた結果と想像する時は古文書により安齋の居所の判明せることは頗る興味ある事項と思惟せられる。

村岡教授の御發見に係る古文書に接して舊稿を改むべきであつたが便宜上數年前のものをその儘となし附記として此の一項を添加し訂正に代ふることとする。

14.5
106

終